

公募研究シリーズ

68

地域エネルギー供給 において協同組合が 果たしうる役割 —日米の比較調査から—

(研究代表者)

三浦 一浩

一般財団法人
地域生活研究所研究員

手塚 智子

島根大学
法文学部客員研究員

全労済協会

発刊にあたって

本報告誌は、2015年度の全労済協会公募委託調査研究テーマ「社会連帯への架け橋」で採用となった「地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割－日米の比較調査から－」の成果です。

本研究では、エネルギー供給のあり方として大規模な集中型の電源だけに頼ることへの問題意識から、むしろ小規模分散型のエネルギー供給システムと、そこにおける消費者・市民による民主的なコントロールが重要であると説きます。そして、これを実施する際の重要なツールとなり得るのが、協同組合であるとしています。つまり、組合員による、自主的な、自立した組織であり、組合員の出資と民主的なコントロールによって運営される協同組合こそが、日本におけるこれからのエネルギー供給におけるひとつのモデルであるとしています。

ところで協同組合によるエネルギー供給の発想自体は、賀川豊彦が『協同組合の理論と実際』でも触れているように、真新しいものではありません。本研究のⅠ部では、戦後日本における農山村電気導入促進法に基づく協同組合による電気導入の事例を概観しており、1,000を超す協同組合が地域で電気事業を行っていたことを体系的に明らかにしています。そのうえで、単に協同組合が電気導入の主体となっただけではなく、事業の運営のために生協がつくられていたり、町や村と一体となった運営が行われたりするなど、それぞれの地域ごとに地域の実情にあった運営が試みられ、非常に多様な形で取り組まれていたことを指摘しています。

一方、日本で農山漁村電気導入促進法を制定するに際しては、アメリカの農村電化法の事例を詳細に研究したとされており、同法で事業主体が電力協同組合とされていたことが影響したとされます。そのアメリカにおいては、現代まで農村部を中心に、消費者が所有する、非営利の電力協同組合が数多く存在し、電気供給の少ない部分を担っています。Ⅱ部においては、その現状について、電気協同組合連合会、カウアイ電力協同組合、オレゴン・トレール電気消費者協同組合、ラッパハノック電力協同組合等を事例に紹介しています。さらに、これらアメリカの電力協同組合の成功の理由として、「協同組合原則への強いコミットメント」と「ナショナルレベルの連合会からの強いサポート」を指摘しています。

Ⅲ部ではこれらを受けて、日本の協同組合による多様な電気事業形態を整理して図表にまとめ、さらに日米の電気協同組合事業の発展に寄与した共通項として、「資金面の支援」と「電気事業の主体の流動性」を指摘しています。また、現在の日本における電気事業の概要を、「小売事業」、「発電事業」、「送配電事業」のそれぞれについて論じ、電気事業の主体が多様化し、「社会化」「民主化」する機会は生まれているものの、課題は山積していることを指摘しています。最後に、協同組合によるエネルギー事業が中央集権的な電力システムへのオルタナティブとして役割を果たしていくために必要な要素として、「中間支援組織」、「電気事業の経済的価値を客観的に第三者が評価し算出する仕組み」、「事業化支援と資金融通」であるとしたうえで、「共同性を備える地域エネルギー供給事業が育ち、行き過ぎた資本主義や経済成長信仰を支えてきた大規模集中的なエネルギーシステムと社会システムが、分散型でかつ共同性を備えたシステムへと変わること、産業の『社会化』『民主化』につなげていくこと、ひいては社会が持続可能な未来に向かうことを期待したい。」と結んでいます。

本報告書が、協同組合運動に携わっている関係者や研究者など、多くの皆さまの諸活動や研究の一助となれば幸いです。

「公募委託調査研究」は、勤労者の福祉・生活に関する調査研究活動の一環として、当協会が2005年度から実施している事業です。勤労者を取り巻く環境の変化に応じて毎年募集テーマを設定し、幅広い研究者による多様な視点から調査研究を公募・実施することを通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉向上に寄与することを目的としています。

当協会では研究成果を「公募研究シリーズ」として順次公表しています。

はじめに　－先行研究と日米の比較への視座－	1
1. 先行研究の関心	2
2. 報告者らによるこれまでの研究	3
I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際	4
1. 戦後日本における電化の状況	4
(1) 未点灯戸数のいくつかの統計	4
(2) 「自治と協同」による未点灯解消の取り組み	5
2. 農山漁村電気導入促進法の制定とその後の改正	6
3. 「電気の協同組合」の実際	9
(1) 統計上の数	9
(2) いくつかの組合の事例　－『農山漁村電気導入施設集』から－	11
(3) 特殊な事例	13
(4) 長崎県下の事例	15
4. 小括	17
II アメリカの電力協同組合	18
1. アメリカの電力協同組合の概況	18
(1) アメリカの電力協同組合の現状	18
(2) 電力協同組合連合会	19
(3) アメリカの電力協同組合の特徴	21
2. アメリカにおける電力協同組合の展開	25
(1) ニュー・ディールとの関係	25
(2) NRECAの誕生	26
(3) 政治との関係	26
(4) 近年の設立事例	27
3. 電力協同組合の具体例　－ラッパハノック電力協同組合とオールド・ドミニオン電力協同組合－	30
(1) ラッパハノック電力協同組合の概況とあゆみ	30
(2) ラッパハノック電力協同組合の特徴	31
(3) オールド・ドミニオン電力協同組合	34
4. 小括	35
III 日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が現在の市民電力に与える示唆	38
1. 協同組合による地域エネルギー供給の多様なあり方	38
(1) I部、II部を受けて	38
(2) 資金面の支援	39
(3) 電気事業の主体の流動性	39
2. 日本の現状からみた地域エネルギー供給の可能性	40
(1) 現在の日本における電気事業の概要	40
(2) 環境・資源制約と持続可能性	43
(3) 地域・組合・市民としての関与	43
3. 協同組合による地域エネルギー供給の実践を通じた現在の市民電力への示唆	44
(1) 中間支援組織の必要	44
(2) 電気事業の経済的価値を客観的に第三者が評価し算出する仕組み	45
(3) 事業化支援と資金融通	45
(4) おわりに	46
文献一覧	47

はじめに – 先行研究と日米の比較への視座 –

2011年の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故以後、私たちの社会におけるエネルギー供給のあり方については高い関心が集まっている。そうした議論の中心になっているのが原子力発電をめぐる議論であり、とりわけ停止中の原発の再稼働をめぐるのは地域の首長の選挙などで主要な争点としてしばしば取り上げられてきている¹。

しかし福島第一原子力発電所の事故が投げかけたエネルギー供給のあり方をめぐる議論は、ひとり原発の存廃に限られるものではないと私たちは考えている。福島第一原子力発電所の事故で明らかになったのは単に原子力という発電方法の問題にとどまらず、原発に代表されるような大規模な集中型電源にエネルギー供給を頼ることの問題だったのではないだろうか。また、「原子力ムラ」と呼ばれるようなエネルギー政策をめぐる意思決定のあり方があらわになり、それは消費者である市民の声が全く届かないものであったことも露呈した。こうした点を考えれば大規模集中型ではなく、小規模分散型のエネルギー供給システムと、そこにおける消費者・市民による民主的なコントロールの重要性が浮かび上がってくる。

こうした小規模分散型のエネルギー事業を、とりわけ消費者の民主的なコントロールのもとに進めようと考えた時、重要なツールとして浮かび上がってくるのが協同組合である。協同組合原則を参照するまでもなく、組合員による自発的な、自立した組織であり、組合員の出資と何より民主的なコントロールによって運営される協同組合は、上記のような小規模分散型のエネルギー供給の形にぴったりと符合する。また、上述したようなエネルギー供給をめぐる問題のそもそもの背景として私たちの日々の暮らしに必要な不可欠なものであるエネルギーの供給を、営利を目的とし、大株主の声が優先される私企業が行ってきたことの問題も指摘できよう。このように考えた時、日本におけるこれからのエネルギー供給の形を構想する際、協同組合はひとつのモデルとなり得ると私たちは考える。

2016年4月の電力自由化以後、生活クラブやパルシステムなど電気の小売事業に取り組む生協も現れ、協同組合によるエネルギー供給は私たちにとっても身近なものになりつつある²。しかし、それまではエネルギー事業と言えば、電力会社やガス会社が行うものであり、協同組合で行うという発想自体が必ずしも多くの人に共有されていたとはいえない。とはいえ、それまでも地域でエネルギー共有を担うという構想やそれをめざした運動が皆無だったわけではない。例えば賀川豊彦は1946年の『協同組合の理論と実際』のなかで「電力のごときは、少数の資本家に国家の重要な資源を与えないで、その電力の配給を受ける地域の人々全部が組合的に経営すれば、資本主義の害悪から免れることができる。(中略) 主要産業を社会化することは、近代的社会経済の一大特質である。特に電気事業のごとき独占事業はそうした傾向を持つ。しかし、今日その独占事業を始めようとするには、資本主義の援助を借りなければ財源が得られないことになっている。私はこの資本主義的財源を協同組合化することによって、初めて産業の民主化が図り得られ

¹ 2016年10月の新潟県知事選挙で東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に慎重な姿勢を訴えた米山隆一が当選したことは記憶に新しい。

² ただし、厳密に言えば、この生協による電気事業は小売部門の自由化に伴うものであるため、配電部門などの自由化はなされておらず、本報告で議論している地域のエネルギー供給を担うものとはやや異なる。

ると思う」と述べている³。賀川の述べる「少数の資本家に国家の重要な資源を与え」ることへの懸念や産業の「社会化」「民主化」への期待は上述の私たちの問題意識と重なる部分が多い。また、特に原発への反対運動の中で、決して少なくない人々が、原発による電気を拒否するため、あるいは再生可能エネルギーへの期待などから、いわば「電気の共同購入」を追い求め、それを実現するための運動や構想が数多く存在したことも指摘しておきたい（三浦2017）。しかし、戦後日本において、これらの協同組合的な形によるエネルギー事業を追い求めた運動が、実際に事業に結実することは残念ながらなかった。

それでは、協同組合が具体的に地域でエネルギー供給を担うというのはどのような形をとるのであろうか。本報告では地域における協同組合によるエネルギー供給、とりわけ電気事業について、具体的な事例に即して検討し、そうしたいわば電気の協同組合がエネルギーの供給や小売りに大きな役割を果たしうることを明らかにしていきたい。

1. 先行研究の関心

本報告が取り扱う、電気と協同組合についてはすでにいくつかの先行研究が存在する。ここでは簡単にいくつかの研究に触れておきたい。まず挙げねばならないのは、戦前の日本における電気の協同組合についての研究である。

戦前の日本において、電気事業は自由競争に委ねられており、数多くの電気事業者が存在した。しかし、多くの電気事業者は営利企業によるものであり、公益企業体としての認識が希薄であったため、山村部や離島などの「僻地性の高い」地域への配電は進まなかった。こうした状況に対処するため、各地で当時の産業組合法に基づく電気利用組合と呼ばれる協同組合が設立され、大きな役割を果たしていたことを指摘する西野寿章による一連の研究が存在する（西野2008, 2009など）。西野によると、その数は1932年に221組合を数えるまでになっており（西野2012: 55）、営利企業による電気事業者が公益事業としての役割を果たさない中で、地域の配電事業を担っていたのである。

第二に戦後においても、本報告が着目する農山漁村電気導入促進法の制定以後、農協や漁協、森林組合などによる電気導入事業が多く地域で行われた。管見の限り、その全貌を明らかにした研究は存在しないが、それによりつくられた発電所の一部は中国地方を中心に現在も稼働しており、そこに着目した研究が存在する。中国地方には現在でも農協による小水力発電所が53も存在し、なかには発電専門の農協、電化農協も存在する。例えば高橋巖はこれらの農協による取り組みの意義をエネルギーの分散や地域自給、地産地消につながるものとして強調している（高橋2012）。これらの中国地方における農協による小水力発電事業の広がりや、それが現在も稼働している背景には現在JA広島中央会が事務局を担っている中国小水力発電協会をはじめ地域の様々な関係機関のネットワークが存在する事が指摘されている。また、小水力発電の開発などにあたっては中国配電の元役員であり地元の水車プラントのメーカー、イームル工業の創業者である織田史郎が果たした役割も大きい。これらの点を明らかにした研究として本田恭子の研究が挙げられる（本田2017）。

第三に2011年の東日本大震災以後、エネルギー、とりわけ電力の問題が社会的関心を集めたこともあり、海外のエネルギー協同組合に着目した研究も増えている。特に先進的とされたドイツ

³ ここでは復刻版より引用した（賀川2012: 128-129）。なお、同書における賀川の協同組合への電気事業への言及については日本生活協同組合連合会資料室の三崎敬子さんよりご教示いただいた。記して感謝申し上げます。

の事例が多く注目され、寺西俊一らによる研究のように日本の現状と比較した研究なども存在する（寺西ら2013）。

2. 報告者らによるこれまでの研究

これらの先行研究にはいくつかの偏りが存在する。ひとつは日本国内の研究については戦前については西野寿章による詳細な研究があるものの、戦後の日本における協同組合による電気事業については必ずしも詳らかになっていないという点である。また、海外の事例についてもドイツや北欧などヨーロッパの事例が多く検討されており、それ以外の地域における協同組合による電気事業への関心は必ずしも高くない。これらの結果として先行研究における協同組合による電気事業、すなわち電気の協同組合のイメージは協同組合による発電事業に偏っている。すなわち戦後日本における協同組合による電気事業として唯一注目されているのは農協による小水力発電事業であり、同じく注目を集めるドイツなどにおける近年のエネルギー協同組合の成長も、固定価格買取制度の下、再生可能エネルギーによる発電事業に取り組む協同組合が急速に拡大したところが大きい。このような偏りを是正する観点から、報告者らは協同組合による配電や電気の小売りといった事業の可能性を検討したいと考えてきた。

報告者らはこれまで、戦後の日本においても電気供給が九電力や沖縄電力以外の手によって行われた事例があるのではないかと、そしてその場合、営利企業ではなく自治体やとりわけ協同組合によって取り組まれた事例があるのではないかと考え、各地の調査や研究を行ってきた。例えば鹿児島県の屋久島では現在でも、自治体や協同組合などにより、地域の実情に合わせた電気事業が行われている（三浦2014、2015、山崎・手塚2014）。また北海道の利尻島は九電力体制から分離独立した電気事業を行っていた数少ない事例であり、20年にわたり地元の自治体や漁業協同組合連合会による電気事業が行われていた（三浦・手塚・山崎2016）。

これらの事例の研究から、戦後日本においては数多くの協同組合による電気事業が行われていた可能性が浮かび上がってきた。それが本報告Ⅰ部で取り扱う、農山漁村電気導入促進法とそれに基づく電気導入（電化）事業である。また調査を進める中で、この農山漁村電気導入促進法のモデルとなったのがアメリカの農村電化法であり、アメリカでは現在も同法に基づく多くの電力協同組合が存在していることが明らかになった。本報告Ⅱ部ではこの点を明らかにしたい。続くⅢ部では、現在市民による電気事業に取り組んでいる実践者の視点も交えて、Ⅰ部Ⅱ部で検討してきた事例の意味を考察したい。

なお、本報告の執筆はⅠ部Ⅱ部を三浦が、Ⅲ部を手塚が担当した。相互に議論を重ねたうえで執筆したが、それぞれの議論の必要上、なおも一部に議論の重複などが残っている点は読者のご寛恕を願う次第である。

I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際

1. 戦後日本における電化の状況

(1) 未点灯戸数のいくつかの統計

戦後の日本には九電力と沖縄電力⁴による電力の地域独占体制が確立し、それぞれの地域でユニバーサルサービスが確立していたというイメージが一般的である。実際、日本の電気普及率は1935年の時点ですでに90.4%と同時期の米国の68%、英国の44%に比しても高かったといわれる。しかし、山村部や離島などの「僻地性の高い」地域の電化は不十分であり、採算の取れない地域の電化は電力会社の力だけでは進まなかった（西野2012：55）。このため「はじめに」で見たように、電気利用組合が各地で設立されたが未点灯の解消には必ずしも十分ではなかった。農林省は1948年に未点灯集落についての調査を行っているが、それによると集落内に10戸以上の未点灯戸がある集落が6,112、未点灯戸数は209,660戸となっている。ただし、この調査では集落内の未点灯戸数が10戸に満たない場合は集計されていないほか、調査漏れがかなりあった可能性が指摘されており、それらを加えたこの時点での未点灯戸数は30万戸と推定されている（僻地未点灯解消記念会1967：26-27）。

表1-1 1948年調査における10戸以上の未点灯戸がある集落数および戸数

配電会社	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	計
集落数	2,369	331	853	515	53	183	420	223	1,168	6,112
戸数	84,341	8,998	42,133	9,443	855	4,765	9,041	4,564	45,520	209,660

出所：僻地未点灯解消記念会（1967）：第1編第3章第8表（27頁）をもとに作成

*1 なお、福井県分が未集計になっているほか、東北地方において大幅な調査漏れがあった可能性が指摘されている。

*2 地域ごとの数字の合計と総合計の数値が一致しないが、ここでは原資料の数値に従った。

1954年に農林省は再度の全国調査を行っており、この時の調査では未点灯集落は25,075、総未点灯戸数は223,916戸となっている。この調査では最も未点灯戸が多かったのが北海道で51,406戸、ついで鹿児島県39,269戸、茨城県14,980戸、岩手県13,746戸、長崎県12,981戸、宮崎県8,167戸、熊本県7,598戸、福島県6,538戸、岡山県4,347戸、宮城県4,238戸、栃木県3,813戸、島根県3,765戸、秋田県3,552戸などとなっている（僻地未点灯解消記念会1967：28-31）。僻地や離島な

⁴ 沖縄電力もまた地域独占の電気事業者であったことは確かだが、同社は沖縄の日本復帰後に米軍政下の琉球電力公社を引き継ぐ形で特殊法人として出発しており、戦時の国策統合により発足した9つの配電会社をルーツに持つ他の九電力とは設立の経緯が大きく異なる（沖縄電力三十年史編集部会2003）。このため、ここでは室田武（1993）にならい「九電力と沖縄電力」という表現を使う。ちなみに、戦時中の電力国家管理下では沖縄は九州配電の事業エリアであったことも指摘しておきたい。

どを多く抱える北海道や九州、東北の各県が多くなるのは想像に難くないが、北関東を中心に東京電力管内にも多くの未点灯戸が残っている点が注目される。実際、1952年の東京都の調査では東京都内においてすら、2,000戸近くの未点灯戸が存在したことが明らかになっている。そのうち1,363戸は伊豆諸島などの島しょ部であるが、三多摩地方にも西多摩郡259戸、南多摩郡228戸、北多摩郡67戸の合計554戸の未点灯戸が存在し、当時の管轄であった公益事業委員会も「都内にそんなにあるとは認識不足だった」と率直に認めているほどである⁵。

(2) 「自治と協同」による未点灯解消の取り組み

こうした状況に対し、1949年に制定された米国対日援助見返り資金特別会計法に基づき、見返資金の融資が農協による小水力発電事業に融資されることになったほか（1950年度予算7,300万円）、1951年に制定された農林漁業資金融通法による融資が行われた（1951年度当初予算2億4,000万円）。また開拓地⁶の電気導入については1951年度から国庫補助が行われることになった（僻地未点灯解消記念会1967：33-34）。

これらの国の制度のほか、各都道府県においても未点灯解消に向けた政策が執られている。東京都は1951年前後に他県に照会しその実情を調査している⁷。それによると、山口県では1950年度、51年度に予算510万円を計上し電気利用共同組合（ママ）を対象として、1,896戸の未点灯戸を解消した。補助率は3 - 4割程度であった。徳島県では組合組織の水火力発電に補助し、900戸を解消した。特に注目されるのは福岡県で、福岡県内未電化地区電化促進費補助に関する条例（昭和27年8月17日）を制定して、無電灯戸数4,000戸のうち、未点灯戸数が5戸以上存在する集落を対象に1950年から1952年の間に526万3,000円の予算を計上し、543戸の未点灯戸を解消している。補助金は事業費の3分の1以内である。

関東近県では、千葉県と新潟県で未点灯集落の配電設備への補助が行われている。新潟県では1951年に「新潟県無電気部落電化施設補助金交付規程」がつけられ、発電設備や配電設備の建設費用の3分の1を県が補助することによって未点灯集落の解消を図っている（新潟県1985：111-112）。1950年に小水力3件、91戸、1951年に小水力5件、受電2件の118戸、1952年には火力発電1件、受電4件の177戸を解消している。

千葉県では「屋外配電線路建設補助要綱」がつけられ、1950年51年に電設組合を対象にそれぞれ約300戸の解消が行われた。補助率は工事費の4割以内、15万円以上100万円以内、1戸当たり4,000円を限度としている。なお、新潟県のほか、群馬県、山梨県でも小水力発電の設備に助成を行っている。

なお、電設組合とは施設一切を受益者側が組合をつくって負担することによって既存の配電線

⁵ 東京都経済局農地課「都下の無電灯家屋に関する資料」（1952年9月）東京都公文書館所蔵文書

⁶ 戦後、復員兵や引揚者、戦災者などの失業対策や、食糧増産が緊急の課題となった。その対策として1945年9月に「緊急開拓事業実施要領」が閣議決定され、国策として開拓事業が進められた。開拓地には旧軍用地や国有地等が充てられたほか、1946年の自作農創設特別措置法や1952年に制定された農地法の規定により未墾地の強制買収が行われた。また干拓などにより農地が造成された事例も多い。これらの取り組みにより、1968年度末までに全国で21万戸が入植した。1973年2月1日時点で、その造成された開拓農地は29万ヘクタールにおよぶ。また、1947年の農協法施行に伴い、各地で開拓農協がつけられ、その数は最も多かった1953年度末には5,877組合にのぼった。これらの開拓地では住宅や小・中学校の分校、診療所や飲用水施設などの生活環境施設の整備のために補助制度がつけられていったが、電気導入への補助もそのうちのひとつである（戦後開拓史編さん委員会1977：61-64）。

⁷ 前掲注5、東京都公文書館所蔵資料「都下の無電灯家屋に関する資料」による。

I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際

から集落内までの配電網をつくり電気導入を実現する仕組みとして、1950年7月から配電会社⁸が試験的に導入したものであった。施設一切の財産は受益者によって組織される電設組合の所有とし、いわば共同受電の受け皿となる仕組みで、東京電力管内に73組合が組織され、茨城県では4組合が設立されている（茨城県開拓十年史編集委員会編1955：260）。埼玉県でも5地区、96戸で電設組合を組織し電気導入を行った。この埼玉県の電設組合による電気導入事業には国庫補助金36万5,000円、県費補助金51万9,000円が交付されている。しかし、電気料の徴収や維持管理費等は契約上組合側の負担となっていたため、組合側の負担が大きく、組合や県からは解消が強く要望されるようになった。1952年度からは後述する農山漁村電気導入促進法が制定されたこともあり、電設組合方式は1951年度限りで打ち切られた。その後、電気導入が進む中でこの電設組合についても解消運動が取り組まれ、1954年度末をもって東京電力への移管が実現している（埼玉県開拓協会1955：49-50）。

2. 農山漁村電気導入促進法の制定とその後の改正

上述の国の制度は貸付の希望額が資金枠を数倍上回る状況となったこともあり、農山漁村に電気を導入する事業を促進するための法律をつくろうという提案が衆議院農林水産委員会委員を中心とする議員からなされた。それが1952年の通常国会において議員立法によって成立した農山漁村電気導入促進法である。この法律は、「電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村に電気を導入」することを目的としている（第一条）。都道府県知事は当該農山漁村につき電気の導入をする方法、施設の建設計画や利用計画などを定めた「都道府県電気導入計画」を策定することができ（第二条）、それらにもとづいて農林大臣が策定する「全国農山漁村電気導入計画」を実施するために国は資金の貸し付けを行うこととなった（第三条、第四条）⁹。基本的にこの法律は電気導入資金融通のための法的根拠となる法律であった。

この法律の制定により貸し付け条件が緩和されたほか、従来は小水力発電事業のみであった貸し付け対象が、火力発電や共同受電、電気事業者の配電線延長¹⁰にまで拡大された（第四条）。また、本報告の趣旨から興味深いのは、この際に電気導入事業を行うものは「当該農山漁村にある農業、林業又は漁業を営む者が組織する営利を目的としない法人で政令で定めるもの」とされたことである（第二条）。具体的には農協や漁協、土地改良区およびそれらの連合会が電気導入事業の主体として想定されており（農山漁村電気導入促進法施行令第一条）¹¹、農山漁村電気導入促進法は協同組合による電気事業を促進する法律であったといえる。

協同組合が電気導入の主体となった理由はいくつか考えられる。何よりも、電気導入が必要な地域において主体となり得る組織は農協や漁協などの協同組合以外に考えにくかったという点が指摘できよう。また、未点灯戸への電気導入のほかにも農業や漁業などに電気を利用するという

⁸ ここで引用している『茨城県開拓十年史』では各配電会社で取り組まれたように書かれているが、関東配電の独自の取り組みであった可能性もある。なお、関東配電は1951年5月1日に東京電力となっている。

⁹ なお、農山漁村電気導入促進法と同日に農林漁業金融公庫法が成立しており、電気導入に必要な資金は同公庫が貸し付けることとなった。

¹⁰ 共同受電とは電気事業者から電気を受電し受電地点から集落内の配電網を自らが管理・運営するもの。これに対し、電気事業者の配電線の延長工事を行ったうえで、完成した配電線を電気事業者に引き渡すことを以下では、一般受電という。

¹¹ 1957年6月25日の農山漁村電気導入促進法施行令の改正により森林組合およびその連合会が追加された。

目的が重なっていた事例も多い。さらに、農山漁村電気導入促進法の制定に当たってはアメリカの農村電化法（Rural Electrification Act）の事例¹²が詳細に研究されており（僻地未点灯解消記念会1967：57-65）、同法で事業主体が電力協同組合とされていたことも影響したと考えられる。

さらに興味深いのは、協同組合を事業主体とすることが電気事業法の規定と整合的であったことである。当時の農業協同組合法（第6条）や水産業協同組合法（第4条）、森林法（第74条）の規定では、それぞれの「組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の又は直接の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」とされ、員外利用についても制限を受けていたことから協同組合が行う電気事業については電力行政上「（共同）自家用」とされた。当時の公益事業令による「電気事業」は「一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業」とされており、「自家用」である協同組合の電気事業はその適用を受けない（僻地未点灯解消記念会1967：48-49）。これにより、九電力が地域独占をするという電気事業法上の建前を崩すことなく協同組合による電気導入事業を行うことができた。また、電気導入事業により整備された配電網などは電気事業者によるものより、貧弱なものである場合が多かったが「自家用電気工作物」であるために許容されることとなった。

農山漁村電気導入促進法はその後数度にわたり改正されている。特に重要なのは電気導入事業への国の補助が規定されており、それが拡充された点である。制定当初、農山漁村電気導入促進法では開拓地における電気導入に対して補助を行うとされていた。この点が、まず、1953年7月22日の離島振興法の制定に伴い、同法で指定された離島における電気導入事業についても国が補助することができるようになった。さらに1959年3月24日の改正では開拓地、離島のほかに「経済的に遅れており、かつ、電気の導入に関する条件が著しく悪いため農林漁業金融公庫からの資金の貸付けのみでは電気の導入をすることが困難であると認められる地域」、いわゆる僻地においても電気導入事業に国が補助することができるとの規定が盛り込まれた（僻地未点灯解消記念会1967：42-44）¹³。

なお、「都道府県電気導入計画」とそれに基づく補助金の交付のプロセスについても確認をしておきたい。今回の調査では大分県公文書館から1952年度と1955年度の事業について、文書のリストと一部の複製を入手することができたので¹⁴、以下では大分県の事例を中心にその実際を検討する。そこでは、まず、電気の導入を希望する地区の協同組合¹⁵ごとに地区の状況や資金計画、施設の設計書などをまとめた調書が作成される。これらをもとに、その年度の電気導入計画がつくられている。すなわち、「都道府県電気導入計画」はその県の全域を対象にした網羅的なものではなく、その年度に事業の対象となり得る地区の事業計画をまとめたものである。この電

¹² アメリカの農村電化法についてはⅡ部で詳しく検討する。

¹³ なおこの補助金は農山漁村電気導入促進法第五条に「都道府県が補助を行うに要する経費に対し…補助金を交付することができる」と規定され農山漁村電気導入促進法施行令第四条に「経費の二分の一以内とする」との規定がある。報告者の知る事例では電気導入に必要な経費のうち三分の一を都道府県が、三分の一を国が補助するという形になっている。

¹⁴ 以下、大分県についての記述は大分県公文書館所蔵資料「補助金 入植施設 電気 4の4（昭和27年度）」（資料登録番号 1995070277）および「補助金 電気導入（昭和30年度）」（資料登録番号 1995080278）による。同公文書館には資料の複製などに関し、多大な便宜を図っていただいた。記して感謝申し上げる。

¹⁵ 上記の通り、今回資料を入手できた1952年度及び1955年度では補助金の交付対象が開拓地のみに限られている時期のもののため、対象となっている協同組合はいずれも開拓農協である。また、この時期は農山漁村電気導入促進法が制定されて間もない時期であり、制度の細部は未整備のところもあったと想像される。

I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際

気導入計画をもとに大分県知事から熊本農地事務局長¹⁶あてに補助金交付申請書が送られる。熊本農地事務局では審査のうえ、適当と認められると補助金の交付が決定される。補助金の交付が得られる見通しとなると、大分県知事から各協同組合宛に補助金交付申請書を提出されたいという旨の文書が出され、申請書が提出される。こうして提出された申請書をもとに各協同組合に補助金が交付されている。ただし、興味深いのは例えば1955年度の補助金について、大分県からの補助金の交付申請が「昭和31年2月22日」付け、熊本農地事務局からの補助金交付指令は「昭和31年3月23日」付けとなっており、補助金の執行は年度末のかなり押し迫った時期に決定されている点である。しかし、熊本県農地事務局から補助金交付の際に提示されている「補助金交付の条件」では「補助事業は昭和31年3月31日までに完了しなければならない」と定められており、実際、補助金の「清算報告」が「昭和31年4月30日」にすでに起案されている。この時の補助金の交付対象となったのは15組合、365戸であり、実際の施行期間も1955年の4月に行った組合から、1956年の3月に行った組合まで幅広い。すなわち、補助金交付の最終的な決定を待たずに実際の事業は実施され、文字通り、清算のみを補助金によって行っていたようである。

なお、1955年度のものについては実際の規定は確認できなかったが、1952年度については大分県は「昭和27年度開拓事業入植施設補助金交付規程」を策定している。1955年度も国の補助金と同額を別途補助している。なお、そのほかに電気事業者（九州電力）が負担金を出していたり、市などが独自に補助を出している事例もある。

このような農林省の出先との具体的な文書のやりとりまでは確認できなかったが、毎年度、対象となる地区ごとに、計画をつくりそれを「電気導入計画」として提出するという手順は北海道の事例でも確認することができた。なお、先に見た大分県の事例では出先機関宛に補助金の交付申請がなされていたが、例えば、1969年の離島電気導入補助事業について北海道知事宛の当時の倉石忠雄農林大臣名による「補助金額の確定通知¹⁷」が残されていることから、この頃までには補助金の申請と交付については都道府県知事と農林大臣の関係として整備されているようである¹⁸。また、のちに見るように北海道では電気導入事例が膨大な数にのぼるためか、地域ごとの計画については書式が定式化され必要事項を記入すれば計画として提出できるような書式がつくられている。さらに、興味深いことに1969年1月14日付の北海道商工部イワタコウギョウカイチョウ宛の電報が残されている。その文面は「天売焼尻離島電気要求通り採択決定した」というものであり¹⁹、差出人は松浦周太郎となっている²⁰。松浦周太郎は地元（旧北海道2区）選出の衆議院議

¹⁶ 熊本農地事務局は現在の九州農政局の前身。農林省の出先機関である。

¹⁷ なお、この文書は1970年の4月20日に発せられている。これは同年4月9日に町村金吾北海道知事が農林大臣あてに提出した「昭和44年度離島電気導入事業実績報告書」に対応するものであり、いわば精算報告に応える形で最終的な補助金額を確定させたものである。補助金の交付通知自体は前年の8月5日に発せられている。

¹⁸ これは農山漁村電気導入促進法で「都道府県農山漁村電気導入計画」の提出先が農林大臣とされ、また発送配電施設の維持・管理・利用について農林大臣が指導できるという規定が盛り込まれたことも影響していると思われる。

¹⁹ 天売島・焼尻島は北海道羽幌町に属する、日本海に浮かぶ離島である。両島は当時、天売焼尻電気利用漁業協同組合が電気供給を行っていたが、経営上の問題から送電は夜間のみであったため、北海道電力への移管が計画されていた。この補助金によって、焼尻島に発電所を新設し両島間に海底ケーブルを引くことができ、それによって終日送電が可能となったため1970年4月に北海道電力へ移管された。この経緯は北海道電力の30周年記念誌に「天売・焼尻物語」としてまとめられている（北海道電力三十年史編纂委員会1982：238-245）。

²⁰ 北海道立文書館所蔵資料「離島電気導入事業補助金交付申請書 10冊のうち1号」（請求記号：A11-1/7820）による。

員で自民党三木派に属し、労働大臣や運輸大臣を務めた²¹。農山漁村電気導入促進法に基づく補助金の獲得は地元の政治家の働きかけなどもあったことがこのことから窺われる。

また、電気導入を希望する地区を都道府県側がどのように把握していたかについては、大分県の事例では調書が作成される以前に、各地区から嘆願書が提出され、それに基づいて県の出先機関である地方事務所が調査を行い、その報告が提出されている。未点灯地区で電気導入およびそれへの何らかの補助や支援を求める声があがることは自然であったと思われ、こうした嘆願書や陳情などから地域の要求を把握していったと思われる。しかし、時代が下ると、都道府県の側でも現地の実情把握を能動的に行おうとしていた様子が見られる。北海道では、例えば1967年に奥尻島や利尻島での電気導入事業の実施に際し、実施状況の検定や調査として担当課の職員が現地に派遣され写真撮影なども含め詳細な報告をしている²²。また、埼玉県でも1980年に「へき地農山漁村電気導入実態調査」を実施し、未点灯の集落がないかなどを市町村に照会しており、実態把握に努めていたことがわかる²³。

3. 「電気の協同組合」の実際

(1) 統計上の数

こうした電気導入事業により、どれほどの地域で電気が導入されたのであろうか。開拓地を除く電気導入事業については統計があり、それによると、1965年までの電気導入事業により、水力発電による電気を導入した地区が188、受益戸数90,363戸、火力発電が87地区、15,246戸、共同受電が754地区、54,540戸、一般受電が3,522地区、79,577戸で合計4,551地区、239,726戸に電気が導入された（僻地未点灯解消記念会1967：232-233）。このうち一般受電は電気導入事業により電力会社の配電線を敷くことによって未点灯を解消したものであるが、それを除く1,029地区においては協同組合による発電・配電事業が行われていた。換言すれば日本においては戦後も1,029もの電気の協同組合が存在していたのである。

この1,029地区の都道府県別の内訳をみていくと、北海道が733とそのうちの多くを占めていた。北海道の離島やへき地において未点灯集落が多かったことがここからもわかる。次いで多いのが長崎県の51地区であるが、そのうち19地区を火力発電が占めていることから、同県における離島の多さが表れたものといえる。さらに広島県40地区、鳥取県26地区、島根県20地区など中国地方での多さが目を引くが、いずれも大半が水力発電であり、これは中国地方で農協による小水力発電が盛んであったことによる。

²¹ 松浦周太郎については岸本（1971）を参照。

²² ここでは個別の資料は上げないが、北海道立文書館には「離島電気導入事業復命書」や「離島電気導入事業実績報告書」と題された複数の簿冊があり、いずれもこうした現地調査に基づく詳細な記録が残されている。

²³ この調査では大滝村で森林組合による動力用の電気導入事業への補助が行われているが、興味深いことに、同時に2戸の未点灯戸の解消が行われており、1980年代に至っても、首都圏に未点灯戸が存在したことがわかる（埼玉県公文書館所蔵資料「へき地農山村電気導入実施調査」（文書番号：81541-1/2））。

I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際

表1-2 農山漁村電気導入事業実績の都道府県別内訳（一般受電をのぞく）

	水力	火力	共同受電	計
北海道	39	7	687	733
青森県	1	0	0	1
岩手県	2	0	0	2
宮城県	0	0	0	0
秋田県	2	0	0	2
山形県	3	1	0	4
福島県	3	0	0	3
茨城県	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0
群馬県	2	0	0	2
埼玉県	1	0	0	1
千葉県	0	0	0	0
東京都	1	3	0	4
神奈川県	0	0	0	0
新潟県	5	3	0	8
富山県	0	0	0	0
石川県	3	2	0	5
福井県	2	0	0	2
山梨県	2	0	0	2
長野県	2	0	2	4
岐阜県	3	0	0	3
静岡県	1	1	0	2
愛知県	0	0	0	0
三重県	0	1	0	1
滋賀県	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0
大阪府	1	0	0	1
兵庫県	1	0	0	1
奈良県	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	3
鳥取県	26	0	0	26
島根県	18	2	0	20
岡山県	4	3	1	8
広島県	34	2	4	40
山口県	3	5	13	21
徳島県	3	2	0	5
香川県	0	1	1	2
愛媛県	2	4	0	6
高知県	1	4	0	5
福岡県	1	8	0	9
佐賀県	0	4	1	5
長崎県	0	19	32	51
熊本県	2	1	2	5
大分県	3	3	8	14
宮崎県	4	1	0	5
鹿児島県	10	10	3	23
合計	188	87	754	1029

出所：僻地未点灯解消記念会（1967：232-245）のデータをもとに作成。

(2) いくつかの組合の事例 —『農山漁村電気導入施設集』から—

それでは、具体的にどのような地域で協同組合による電気導入事業が行われたのであろうか。ここでは農林省振興局監修、全国農山漁村電気協議会編集による『農山漁村電気導入施設集』（1960年、全国農山漁村電気協議会）を手掛かりにいくつかの事例を紹介したい。なお、同書は農林省監修による事例集であることから電気導入事業の「成功例」のみが収録されているであろうことは想像に難くない。しかし全国の具体的な事例が紹介されている貴重な資料であることから、ここでは同書を利用し、町村史などの記述で確認ができる事例のみを紹介することとした。

① 日高村電気利用農業協同組合

北海道沙流郡日高村（現日高町）は電力会社の既設配電線路から40キロメートルも離れているため、北海道電力の配電網による電気の導入が困難であった。1936年に産業組合が13kwの小水力発電所を建設し、村の中心部の一部に供給した。この発電所は戦時中も日本発送電に移管されることなく自家発電が続けられていたが、産業の発展と人口の増加の一方で施設の老朽化もあり、改善拡張が議論されるようになった。日本発送電への移管も検討されたが、従来通り自家発電をすることに決し、1948年、日高村農業協同組合の通常総会において建設が図られることとなった。翌1949年には水利使用認可および施設認可を受け着工、1950年に145kwの小水力発電所が建設された。総工費1,554万円のうち、800万円が対日援助見返資金の融資、505万円が北海道の補助金、248万円が自己資金という計画であった。これによる受益戸数は580戸とされている。

しかし村民の出資金が思うように集まらず、また当初財源として確定していた対日援助見返資金の融資が中止されたこともあり、工事完了後9か月後にも工事代金の決済ができないような状況であった。そこで村内全域に給電し全村が受電しているという性質上、農協経営を離れて全村民が参加する協同組合を新たに組織することとなり、1950年11月13日日高村電気利用農業協同組合が設立された。当時の村の戸数603戸に対し、設立同意者は510人を数えたという。これにより1952年の総戸数、622戸に対し、無灯火戸数は61戸となり、全村の90%が電化されたことになる。また北海道電力が25,000kwの発電所を近傍に建設したため、1958年より不足電力を受電している（全国農山漁村電気協議会1960：9-10、土屋1956：425-427）。

② 羅臼漁業協同組合

北海道目梨郡羅臼村（現羅臼町）では1931年に羅臼水力電気株式会社²⁴が発足、小水力による出力50kwの羅臼村営第一発電所を建設して区域内350戸に電気供給を行ってきた。その後、戦時中の電力統制令に基づいて発電・配電施設は日本発送電の管轄下におかれ、戦後、北海道電力に移管された。

この頃、人口の増加により現有の発電所では電力需要を賄いきれず、「ローソク送電」、さらには「センコ送電」と言われるような慢性的な電力不足の状態となった。村長は増強を懇請したものの北海道電力はその対策をとるに至らなかったため、1951年に全村民が加入する羅臼電気消費生活協同組合を結成する。農林漁業資金の貸し付けを得るために羅臼漁業協同組合を事業主体として250kwの第二水力発電所を新設した。総工費4,743万円の内訳は、農林漁業資金の貸し付けが3,500万円、北海道の補助金が866万円、自己資金が127万円などとなっている。完成とともに施設の移管を受け、北海道電力に移管した50kwの発電所や配電設備についても引き継ぎ、羅臼

²⁴ 同社は当時の平沢菊松羅臼村長が社長を務めており、実質的に羅臼村営の電気事業であったと思われる。

I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際

村電気局が発足する。こうして、羅臼村一円、1,102戸に村営による送電が開始された²⁵。

しかし、昭和20年代後半になると電力の需要が急激に増加し再び「ローソク送電」を余儀なくされたことから、1961年12月北海道電力に電気事業を移管し、同社の発電所からの送電を受けることになった。なお、第二水力発電所は債務が残っていたことから発電電力の買電を北海道電力に依頼し、その閉鎖は1972年4月1日であった（全国農山漁村電気協議会1960：11-12、羅臼町百年史編集委員会2001：431-436）。

③ 南郷村農業協同組合

宮崎県東臼杵郡南郷村（現美郷町）は1924年に水力発電の計画を村営事業として企画した。同年7月に村議会の議決を得たものの起債の許可を得られず、共同自家用施設として行うことに計画は変更された。そこで、神門信用購買販売利用組合が結成され同組合により出力44kwの水清谷発電所を建設し村内一円に電気供給を行っていた。1951年、県営渡川発電所の建設が準備され、南郷村も一部の集落が水没するなど大きな影響を受けることになった。しかし、需要の増加に伴い電力不足となっていた村では県の支援を得て電力事情の改善を図るため工事への全面支援を約束する。工事用電力の一部を1952年7月から受電し電力事情は好転した。電気については毎年、農協の総会で問題になっていたが1953年の総会では久しぶりに感謝の発言があったという。さらに電力不足の解消に向けて発電所の新設が検討され、1957年に農林漁業資金の融通を受けて最大出力120kwの南郷発電所を隣の椎葉村に建設した。総工事費約3,480万円のうち農林漁業資金の融資が2,000万円、南郷村からの借入金が1,300万円、農協の自己資金が182万円であった。南郷発電所の建設により椎葉村内の3集落70戸余りに点灯が可能になったため、各集落民も南郷村農業協同組合に加入している。受益戸数は1,198戸にのぼる。また、南郷農協の配電網は県営渡川発電所と連携しており、余剰電力は県に売電していた。のちに農協による発電施設だけでは電力が不足するようになったため、県営渡川発電所からの特別供給をうけ配電するようになった。

こうした状況を解決するため、1963年から村当局、議会、農協等による検討が行われ、農協理事会にも検討のため電気部会が設置された。1965年末に農山漁村電気導入促進法による国庫補助を得て配電設備を改修し、九州電力による一般供給への移管を目指す方針が決定した。最終的に1969年4月1日、九州電力への移譲が実現した（全国農山漁村電気協議会1960：43-44、南郷村史編纂委員会1996：577-584）。

④ 南院内電気利用農業協同組合

大分県宇佐郡院内村（現宇佐市）では西日本一の名瀑とも言われる西椎屋の滝を利用した水力発電事業の計画が明治期よりあった。1952年に農山漁村電気導入促進法が制定され農林漁業資金の融資措置が講じられたことでこの計画を実現しようという機運が高まり、1954年1月28日、南院内電気利用農業協同組合が設立され、1955年に西椎屋発電所が竣工した。総工費4,460万円の内訳は農林漁業資金の融資が3,380万円、自己資金が638万円などとなっている。組合員585名、受益戸数、618戸とされているが、これにより、6戸の未点灯集落の解消が実現したほか、製材用の動力としての利用、精米所が新設されるなどの効果があった

²⁵ 実質的には村営の電気事業であったと思われるが、書類上は羅臼漁業協同組合あるいは羅臼電気消費生活協同組合（同組合も村田吾一村長が組合長を務めていた）による電気事業とされていたものと思われる。なお、第一水力発電所については北海道電力から賃貸を受けていたとの記述もある（全国農山漁村電気協議会1960：11）。

1960年代後半に入るとすぐ上流に灌漑用の日出生ダムが建設されたことによりその貯水量に左右されるようになったことや、人件費や経費の値上がり等により経営が悪化、1975年9月28日に解散を決議している（全国農山漁村電気協議会1960：65-66、院内町誌刊行会1983：268）。

⑤ 式根島漁業協同組合

伊豆七島のひとつ式根島では1952年に中学校に2kwの発電機が設置された。これは島の中学校の生徒が出漁して得た8万円を基金とし、島内の有力者に寄付金を募り30万円を得て設置されたものであった。これにより教材用の映画の映写やラジオの受信が行われ電化の良さが島民に認識されるようになった。同年、農山漁村電気導入促進法が制定されたが、新聞によってこれを知った島民は上京中の村役場職員に連絡を取り、詳細を照会した。「この法によって式根島に電気を入れなければ永久に電灯はつかない。入れるべし」と話がまとまり、関係者で協議した結果、電気導入促進同盟会が結成された。完成後、東京電力に移管するという案もあったが（隣の新島ではすでに東電による一般供給が行われていた）、漁業協同組合を事業主体として1954年度に離島電気導入事業費補助金の交付を受けて島内一円、185戸に給電を開始した。なお、資金調達の内訳は国庫補助金2,300万円、都補助金が2,300万円、農林漁業資金1,000万円、自己資金1,500万円となっている。

その後1957年には電柱が白蟻の被害を受けて倒壊寸前の状態となり、再び国の補助により配電線の改修工事を行った。

こうして電気は導入されたものの出力は40kwと小さかった。そのため各戸の灯数には制限があり（ほとんどの家が1灯ないしは2灯であった）、送電は夜10時までであった。これらを解消するため、送電時間の延長と増灯、東電への移管を求めて陳情が行われ、1962年に東京電力への移管が決定、漁業協同組合は電気関係の一切の建物および東電移転用の土地を無償譲渡した。しかし東電移管とは名ばかりで、管理運転集金等の一切は委託契約で島に残され、島民が望んだ電力増強は行われなかった。

1966年に60kw 2台の発電機の増設が行われ同年3月からの16時間送電（7時～23時）が決定、翌、1967年4月から島民待望の24時間送電が行われるようになった（全国農山漁村電気協議会1960：75-76、式根島開島百年を記念する会1987：388-394）。

(3) 特殊な事例

次に、同じく『農山漁村電気導入施設集』に収録されていた事例の中でもやや特殊な事例を紹介したい。

① 鬼脇漁業協同組合

北海道利尻島では戦後の需要増に対して当時の北海道配電が対応できなかったため、1950年、島内の4町村が利尻電気利用組合を設立、火力発電所を建設して北海道配電への託送を始めた。さらに1953年には4町村による一部事務組合、利尻郡町村電気組合がつくられ、島内の施設を北海道電力から買収、火力発電所1つと2つの水力発電所をもって一般電気事業を行っていた。これは全国でも数少ない、九電力体制から分離独立した事例のひとつである（三浦・手塚・山崎2016：99-100）。

このうち東利尻村（現利尻富士町）鬼脇地区にある鬼脇発電所が老朽化したため、1959年、鬼脇漁業協同組合が買収したうえで離島電気導入費補助金によって清川発電所として再建した。発

生した電力は全量利尻郡町村電気組合に売電されていた（全国農山漁村電気協議会1960：71-72）。

この事業はいわば古くなった発電所を農山漁村電気導入促進法に基づく補助金によって改修し、再建した発電所で発電した電気を地域の電力会社などに売電していたもので、外形的には先に挙げた中国地方の電化農協などの事例に近いものである。しかし、ここでは売電先が利尻郡町村電気組合という地域の自治体営による電気事業であった。九電力のいずれもが関与しない形で、ある事業者と別の電気事業者との電気の売買が成立していたことはとても興味深い。

なお、利尻島の電気事業は1965年に利尻電気漁業協同組合連合会に移管され、一般電気事業から共同自家用の電気事業となった。これはこの清川発電所の事例と同様、施設の改修のために農山漁村電気導入促進法に基づく補助金を得るためであった。その後1972年に北海道電力への移管が実現している（三浦・手塚・山崎2016：100-101）。

② 雄武枝幸電気組合

この利尻島の事例では電気事業は一時期、名実ともに自治体による事業となっていたが、先にあげた羅臼町のように、名目上は協同組合営となっていながら実質的には自治体による事業となっていたところも多いと思われる。そのような事例の一つが次に述べる北海道紋別郡雄武町と隣接する枝幸郡枝幸町の事例である²⁶。

雄武町の電気事業は1928（昭和3）年雄武水力発電株式会社が設立されたことに遡る。同社は1932年から発電事業を開始し、雄武町の市街地への送電が開始された。しかし、発電能力が小さく、需要を賅い切れなかったことから、1935年に設備一切を室蘭電燈に売却し²⁷、新たに雄武水力電気利用株式会社が設立された。同社は町内を流れる幌内川流域に幌内ダムを建設し、新たな発電事業を計画した。このダムと発電所は1940年12月に竣工したが、1941年6月7日、折からの豪雨により幌内発電所のダムは決壊、川下の集落30戸を押し流し死者60名を出すという雄武史上未曾有の大惨事を引き起こしてしまった。戦時体制下であることもあり、資材や労働力も十分に確保できないことから、発電設備の復旧は1945年の敗戦まで見送られることとなった。

戦後、電力需要の増加に対応するため電源開発が模索され、幌内発電所の再開運動が展開された。雄武町議会でも全会一致で発電所再開に向けて関係各庁宛に支援を要請する請願を決議したが、電力再編の過程でもあり、新たな電気事業者の設立は難しかった。そこで1950年に雄武町長を組合長とする雄武町電力消費生活協同組合を設立し、協同組合方式による電気事業の再開が試みられた。しかし、消費生活協同組合では建設資金の獲得が難しかったことから翌1951年3月に雄武町電力消費生活協同組合は解散し、同年8月には新たに同じく雄武町長を組合長とする雄武町電力利用農業協同組合が設立された。これにより農林資金の借入れを見込むことができるようになり電気事業再開に向けて動き出した。

当時、雄武町に隣接する枝幸町でも小水力発電事業を申請中であったため、北海道は両町の発電事業の統合を意図し、雄武町の発電事業を両町の協同の事業として行うことを提案した。これ

²⁶ なお、この雄武町と枝幸町の事例は『農山漁村電気導入施設集』には収録されていない。以下の記述は両町の町史（雄武町史編纂委員会2006：982-989、日塔1962：888-906、枝幸町史編纂委員会1971：745-749）をもとにしているほか、電気供給条例や電気供給規約、一部事務組合の設立申請、北海道電力との配電協約などについては北海道立文書館所蔵資料「雄武・枝幸町電気組合関係」（請求記号：A11-2/3997）を参照した。

²⁷ 雄武町史では北海道配電への売却とされているが、北海道配電の設立は1942年であるため、ここでは北海道電力の30年史の記述に従った（北海道電力三十年史編纂委員会1982：358-359）。

を受け、1951年3月には両町の提携が確認され、1952年3月には両者の間で協定が結ばれている²⁸。以後、補助金の需給や工事内容についての紆余曲折からたびたびの計画変更が行われたが、総工費5億1,890万円（農林漁業小水力発電資金3億7,060万円、自己資金1億1,600万円、送配電施設への補助3,230万円）をかけて1954年9月末までに工事が完了、同年12月29日仮使用認可が下り翌12月30日から発送電を開始した。この工事資金については両町の電力利用農業協同組合の出資金のほかに、両組合とも賦課負担金が課せられており、雄武町では1戸当たり26,900円の建設工事負担金が課せられている（枝幸町では工事ごとに規定負担）。この電気事業による1958年現在の両町の受益者戸数は雄武町609、枝幸町883の計1,492戸に上る。

なお、1955年1月末からは北海道電力の配電網との連絡施設も整備され、余剰電力は北海道電力へと売電されるようになった。また、同年2月18日付で両町の電力利用農業協同組合は北海道電力と配電協約を結び、両組合の電気供給はその組合員に限ることや北海道電力は両組合の承諾なく組合員への電気供給は行わないこと、既に北海道電力から供給を受けている需要家へは両組合から電気を供給しないことなどを取り決めている。

この事業は当初、雄武町・枝幸町両町の電気利用農業協同組合の協同事業であったが、認可官庁等からは完全な一体的運営が強く指摘されていた。具体的な事業運営や融資資金償還の問題もあり1959年10月、①運営本部は3年交代とし初年度は雄武町におくこと、②枝幸町の未点灯世帯200戸の電化を優先させることなどを内容とする基本約定が成立し同年11月に雄武枝幸電気組合設立委員会が設置された。1961年7月には雄武枝幸町電力利用農業協同組合の合併認可がおりたが、この電力利用農業協同組合は直ちに両町と電気事業委託契約を締結している。すなわち、この電気事業は実質的に両町の町営による電気事業であったと言える。同年の11月17日には一部事務組合雄武枝幸町電気組合が設立され両町の電気事業は実質的にこの一部事務組合による事業となった。

1964年当時、この雄武枝幸町電気組合による電気事業は発電設備として出力常時330kw（最大960kw）の幌内川発電所を持ち、配電線路の総延長が479.68km、電柱数6,597本、点灯戸数1,594戸を数えている。雄武枝幸町電気組合では電気供給条例が定められ、雄武枝幸町電力利用農業協同組合の組合員に電気を供給する際の電気料金や負担金などの条件を定めている。

この電力利用農業協同組合と一部事務組合による電気事業は14年間続いたが、最終的に1968年度に北海道電力への送配電施設の移管が完了した。発電事業については1973年6月末に廃止され、雄武枝幸町電力利用農業協同組会は1973年11月28日に臨時総会が開かれ同月末を持っての解散を決議している。なお、幌内ダムは北海道への陳情の結果、道が引き受け砂防ダムとして転用され、現在に至っている。

(4) 長崎県下の事例

先の利尻島の事例でもわかるように、農山漁村電気導入促進法に基づく補助金は既存の施設の改修の際にも使用される。以下ではその実例として、長崎県下の事例を見ていきたい。長崎県では先にも指摘した通り、その離島の多さから内燃力発電を中心に共同自家用発電施設が多数存在した。その中には農山漁村電気導入促進法の制定以前から存在したものも多く、1961年4月1日現在の一覧は以下のとおりである。

²⁸ 枝幸町側では1952年2月25日に枝幸町電力利用農業協同組合が設立されている。

I 戦後日本における農山漁村電気導入促進法と「電気の協同組合」の実際

表1-3 1961年4月1日現在の長崎県における共同自家用発電施設一覧

市 郡	施設場所	経営主体	出力 (kw)	供給戸数
佐世保市	港外高島	電気利用組合	4	72
〃	港外黒島	漁業協同組合	48	383
平戸市	度島	〃	40	250
福江市	赤島	〃	6	98
〃	黄島	〃	12	160
〃	久賀島	電気利用組合	48	742
〃	樺島	〃	64	685
西彼杵郡	崎戸町江島	農業協同組合	40	250
北松浦郡	鷹島村黒島	魚業協同組合	6	73
〃	小値賀町大島①	農業協同組合	4	48
〃	〃 野崎島②	〃	3	70
〃	〃 六島③	〃	3	101
〃	〃 藪呂木④	〃	3	48
〃	〃 納島⑤	〃	3	38
〃	〃 舟森	〃	2.4	40
〃	〃 野首⑥	〃	2.4	26
〃	宇久町寺島⑦	〃	12	156
〃	大島村	〃	120	1,311
南松浦郡	富江町黒島村	〃	4	53
〃	三井楽町嵯峨島	漁業協同組合	8	105
〃	岐宿町姫島	〃	1.6	141
壱岐郡	郷ノ浦町大島	〃	16	102
〃	〃 原島	〃	4.8	34
対馬島	上対馬町茂木郷ノ浦	〃	6.4	59
	〃 加瀬浦	〃	2.5	22
	〃 五根緒	〃	5	45
	〃 島山	電気利用組合	2	13

出所：長崎県1961：166より筆者作成（※小値賀町他の丸囲み数字は本文中のものと対応している）

このうち、小値賀町の各発電所について判明しているものを見ていくと、①大島発電所1950年施設、送電時間午後6時から9時、②野崎発電所1952年3月施設、送電時間午後7時から10時、③六島発電所1951年12月25日施設、送電時間午後5時半から10時、④藪呂木発電所1949年施設、

送電時間午後6時から9時、⑤納島発電所1950年施設、送電時間日没から2時間、⑥野首発電所1954年施設、送電時間午後6時から9時などであった。いずれも小規模な発電所で、数時間だけの送電を行っていたことがわかる。これらは1965年に納島に九州電力からの送電が実施されたことを皮切りに、1966年に大島と藪呂木島、1967年に残る島にも送電が実施され、九州電力の配電地域となった²⁹。また、⑦宇久町寺島では1951年に寺島漁業協同組合が自家発電を始めたが夜間4時間の発電であった。そのうえ、機械故障も頻発し島民はランプ・カンテラの準備が欠かせなかったという。この状態を脱し、九州電力からの海底送電を受けられるようになったのは1963年11月であった（宇久町郷土誌編纂委員会1967：171-172）。なお、福江市についても樺島、久賀島の共同受電施設が1969年に、赤島、黄島の共同自家発電施設も1970年に九州電力による一般供給地域に切り替えられている（福江市史編集委員会1995：891-894）。

4. 小括

以上、戦後日本における農山漁村電気導入促進法に基づく協同組合による電気導入の事例を概観してきた。改めて確認しておきたいのは、戦後の日本における電気事業は九電力と沖縄電力による地域独占のもとに置かれていたわけではなく、実際には1,000を越す協同組合が地域で電気事業を行っていたことである。また、その電気事業は発電にとどまらず、発電した電気、もしくは電力会社などから受電した電気を一般家庭等に供給していた点を改めて強調しておきたい。ここではそのうち一部の事例を見てきたに過ぎないが、それらの電気事業が地域に住む人々の協力の力によって、つくりあげられてきたということも確認しておきたい。

同時にそれらの事業がそれぞれの地域ごとに非常に多様な形で取り組まれていたことも確認しておきたい。農山漁村電気導入促進法とのかかわりから、多くの場合、農協や漁協などが関わっているが、事例によってはそれらは補助金や融資を受けるための窓口に過ぎず、事業の運営のために生協がつくられていたり、町や村と一体となった運営が行われたりしていた事例もあった。これは、それぞれの地域ごとに地域の実情にあった運営が試みられていたためであろう。同時に電気の調達先や売電先がある場合においても、その相手先が多様であることも強調しておきたい。多くの場合はその地域の電力会社が電気の売買の相手となっているが、都道府県などの公営電気事業や別の組合がその対象となっている事例も存在した。このこともまた、地域に多様な電気事業が存在したことの証しであると言える。それは同時に九電力が関与せずに電気の売買が行われていたという事例であるともいえ、「九電力による地域独占」というイメージが「戦後史を無視した偏見（室田1993: 417）」であることを別の形で明らかにしているともいえる。

しかし、ここで見てきた事例のすべてにおいて、協同組合による電気事業は最終的に廃止され、電力会社に移管されている。ではなぜ日本における協同組合による電気事業は残ることができなかったのか。Ⅱ部では日本の農山漁村電気導入事業のモデルともなったアメリカの状況を概観し、それが現在に至るまで残っていることの原因を検討したい。

（三浦 一浩）

²⁹ なお、このほかに小値賀町農業協同組合では小値賀本島と斑島に発電設備を有していたが、1959年から九州電力による送電が行われている（小値賀町郷土誌編纂委員会1978：452-460）。

Ⅱ アメリカの電力協同組合³⁰

1. アメリカの電力協同組合の概況

(1) アメリカの電力協同組合の現状

ここまで見てきたように日本においても協同組合による電気事業が取り組まれてきており、特に戦後においても、協同組合による電気事業は数多く取り組まれてきた。また、報告者らも明らかにしてきたように、そのうちの一部は現在でも電気事業に取り組んでいる。また、電力自由化後においては複数の生協が電気の小売り事業に参入しており、そうした動きは今後も広がっていくことが考えられる。しかし一般的には、電力の小売り全面自由化後の現在においても、日本における電気供給は九電力と沖縄電力が担っているというイメージが強いであろうし、ましてや協同組合がそれを担うということは考えづらいと思われる。

しかし、アメリカにおいては農村部を中心に、消費者が所有する（consumer-owned）、非営利の（not-for-profit）電力協同組合（electric cooperative）³¹が数多く存在し、電気供給の少ない部分を担っている。アメリカの電力協同組合は、47の州にほぼ900の組合が存在する。その基礎となっているのはそれぞれの地域で組合員に直接接し、配電を担っている配電組合（distribution cooperatives）である。電力協同組合には、このほかに発電電組合（G&Ts: Generation & Transmission cooperatives）がある。これは配電組合によって結成され、発電した電気や他の事業者からの購入によって調達した電気を配電組合に供給する組合である。

全米の電力協同組合の連合会組織である全米農村電力協同組合連合会（NRECA：National Rural Electric Cooperative Association）の傘下には834の配電組合と63の発電電組合のあわせて897組合が存在し、47の州で4,200万人が何らかの形で電力協同組合の電気を利用していると推計されて

³⁰ 以下、アメリカの事例についての記述は2016年10月末から11月初頭にかけて報告者らが実施した現地での調査に基づき構成している。

³¹ アメリカの電力協同組合について、日本における紹介はあまり多くなく、アメリカの協同組合の紹介の中でその一分野として紹介されたものがある。例えば家の光協会は1963年にアメリカ協同組合連盟専務理事ジェリー・ボーリスの著作『アメリカの協同組合』を翻訳出版している。その第5章は「農村に対する電気導入と協同組合」と題され、1930年代からのアメリカの「農村電化協同組合」がやや詳しく紹介されている（ボーリス1963：72-88）。生活クラブ生協の社会運動研究センター（現・市民セクター政策機構）が発行する『社会運動』誌の15（1981年6月）号では「アメリカの協同組合運動」というアメリカの協同組合運動を紹介する論文が掲載されており、その中で「農村電力協同組合」が例示されている（マグネー1981：10-11）。この他に、生協総合研究所の『生活協同組合研究』誌の311（2001年12月）号にアメリカに1,000にのぼる「農村電力協同組合」が存在し46州で3,500万人に電力を供給していることなどを紹介し、当時頻発していたカリフォルニア州のエネルギー危機において、「電力協同組合」が重要な役割を果たすことを期待した論考が掲載されている（シュタインホフ2001）。また、付け加えればいわゆる「レイドロー報告」においても日本における米の販売などと並び「補完的な役割と機能をもつ協同組合と政府は、しばしば最も効率的で満足のいく方法で、基本的な公共サービスを提供することができる」事例として「アメリカ合衆国における農村電化」が挙げられている（日本協同組合学会訳編1989：111）。本報告では「電気の協同組合」という言葉を使ってきたが、アメリカについては、これらの紹介を通じて現在では「電力協同組合」という言葉が広く使われていることからアメリカの事例については「電力協同組合」という語を使用する。

いる。電気の供給先は事業所や家庭、学校、教会など1,900万に上り、全米の3,141の郡のうち2,500郡で事業を行っている。これらの事業により電力協同組合は7万1,000人の雇用を生み出している。電気事業者としてのシェアでは電力協同組合の電気の供給先は全米の13%に相当する。また全米の発電量の5%、販売された電力量の11%が電力協同組合によるものである（NRECA 2017）。

(2) 電力協同組合連合会³²

全米の電力協同組合は連合会組織をつくりナショナルレベルでも活動している。全国レベルの組織は3つあり、その第一が上述のNRECA（全米農村電力協同組合連合会）である。この組織は主に中央会機能を担い、ワシントンでのロビイングなどの立法活動を行うほか、医療保険や教育・訓練、経営指導、週刊紙や月刊誌の発行などを行っている。そのほかにも、NRECAは調査研究や途上国の支援なども担っている。

全国組織としてのNRECAのほかに、電力協同組合が存在する47の州のうち38の州では州レベルの連合会が組織されている。これらの連合会は広く市民に向けた啓発活動を行うほか、監督機関や州議会などへの働きかけの窓口として機能している。なお、電力協同組合はそれぞれの州法によって法人格を付与されているため、その根拠となる法律は一般的な協同組合法である場合もあれば、電力協同組合法が個別に制定されている場合もあり、州によって異なる（NRECA2017）。

第二に1998年に設立されたタッチストーン・エナジー（Touchstone Energy Cooperative）がある³³。タッチストーン・エナジーは当初、電力自由化を見据えてそれへの対抗措置として設立されたが、これまでのところ、自由化の影響は大きくないという³⁴。現在では、営業面で、個々の電力協同組合の支援を行うことがその目的となっている。その事業内容は大きく二つに分けられ、ひとつは広告宣伝やマーケティングの支援を行うことである。このために必要な宣材や広告枠、ウェブサイト作成ツールなど様々な資源の提供を行っている。また、コープ・コネクション・カード（The Co-op Connections Card）というカードを各組合の組合員向けに発行している。これはこのカードを提示することによって加盟している店舗などで割引が受けられるサービスで、店舗側にも組合員向けの宣伝になるというメリットがあり、また、それぞれの地域や全国レベルなどの様々な企業との協力関係を築くことにもつながっている。もうひとつはNETコンファレンスの開催である。これは年に一回開催される大規模なカンファレンスで、全米の電力協同組合はもとより、電気事業にかかわる様々な企業から関係者が集まる。最新の技術や業界の動向などについてのセッションが開催されるほか、参加者同士の関係構築の場ともなっている。

2015年度現在、753組合がタッチストーン・エナジーの会員となっている（Touchstone Energy Cooperative 2016：20）。会員組合はタッチストーン・エナジーにより提供されるこれらのサー

³² 以下、NRECAおよびタッチストーン・エナジーについての記述はそれぞれに明記した箇所をのぞき2016年10月31日に実施した報告者らのインタビューに基づき補足している。このインタビューはNRECAおよびタッチストーン・エナジーから、NRECAの上席副理事長Martin Lowery博士、タッチストーン・エナジーの最高執行責任者（COO）Mary McLauryさん、NRECAのガバナンスおよび教育担当理事 Pat Manganさんの出席のもと実施した。

³³ 以下、タッチストーン・エナジーについてはウェブサイト<http://www.touchstoneenergy.com>を参照（2017年3月30日接続確認）。

³⁴ アメリカにおける電気事業は州の監督下に置かれるため、自由化の形は州ごとに異なり、現在では15の州と首都ワシントンのあるコロンビア特別区で自由化が実施されている。そのうち、いくつかの州では電力協同組合を自由化の対象から除外している。また、自由化が実施された州でも組合員の中から他の事業者へ供給者を変更する動きはほとんどなかったという（Deller et al. 2009：48）。

II アメリカの電力協同組合

ビスを受けることができるほか、「タッチストーン・エナジー」というブランドを利用して事業活動を展開することができる。

第三にCFC（National Rural Utilities Cooperative Finance Corporation：全国農村公益事業協同組合金融会社）がある³⁵。これは1969年に設立された電力協同組合による金融機関である。基本的には各配電組合による配電網の延長や改良、発送電組合の発電設備などの建設に支出（貸出）するのがその主な事業である。その貸出総額は2016年度で232億ドルにのぼる。元手となる資金は組合債（cooperative bond）を発行し市場から調達しており、2016年度の借入金226億ドルのうち約50%にあたる113億ドルがこれにあたる。主な出資者は年金や保険の基金が中心である。CFCの組合債は金利が低いものの、安定性があることが強みであり、これらの公的な基金の運用先として優れている。また連邦政府からの借り入れもあり、全体の10%、23億ドルほどある³⁶。会員となっている各組合からの投資や出資もあり、同じく2016年度で54億7,200万ドルにのぼる。これらの金融機関としてのいわば本業のほかに、現在では各組合の経営を安定させることを目的に資金調達計画のモデルを提供、電気料金の分析やスタッフの教育や訓練の機会の提供などもCFCの重要な業務となっている。近年ではこの他に例えばスマートメーターの導入支援なども行っている。

CFCは自身も協同組合組織であり、839の配電組合と71の発送電組合がその会員となっている³⁷。CFCの運営は10の地区ごとの代表と全国区、NRECAから選出された計23人の理事会が担っている。CFCは協同組合であることから内国歳入法501条C項4号の規定に基づく非営利法人となっており非課税である³⁸。このこともCFCの経営上の強みとなっている。

CFCの歴史は1950年代後半に遡る。当時、電力需要の拡大によって電力協同組合は配電網の延長や改良、発送電設備の増強などの対応が不可欠となっていった。このために資金需要も拡大していったが、電力協同組合の融資元であったREAの予算を大きく超える需要の増大が見込まれていた。こうした状況はNRECAも認識しており、1963年の夏から秋にかけて開催されたNRECAの地区別の集会で、市場から資金を調達する可能性の調査を求める声があがった。こうした状況を踏まえ、1964年にNRECAは準政府機関としての農村電力システムのための連邦銀行の設立を目指し、法案の提出にまでこぎつけたが、電力会社などの反対にあい挫折した。こうした状況を踏まえ、NRECAは再度検討を進め、最終的に1969年3月の総会で、非営利の協同組合金融機関としてCFCの設立が承認され、同年の4月1日に正式に設立された。電力協同組合のほか、公営電気事業者など、512の非営利かつ消費者が所有する電気事業者が参加し、その際に配電事業者は1,000ドル、発電事業者は200ドルをそれぞれ出資している。

³⁵ 以下、CFCについての記述は2016年11月1日に実施したインタビュー調査のほか、CFCのウェブサイト<https://www.nrucfc.coop/content/cfc.html>（2017年3月28日接続確認）、CFC（2014）の記述による。このインタビュー調査はCFCのCEO、Sheldon Petersenさん、ビジネスおよび事業開発担当上席副理事長Greg Starheimさん、エネルギーおよび産業分析担当副理事長Krishna Murthyさんの出席のもと、実施した。

³⁶ この連邦政府の資金は農村公益事業局（RUS：Rural Utilities Service）によるものである。RUSは後述するREA（農村電化局）の後継組織で、その低利融資プログラムはアメリカにおける電力協同組合の発展に大きな役割を果たした。

³⁷ これは上述のNRECAの会員数を上回るが、これは協同組合のほか、一部の公営電気事業者も会員となっているためである。会員組織の所在地も48の州とコロンビア特別区のほか2つの海外領土が挙げられ、NRECAよりも幅広い。

³⁸ 通常の電力協同組合も非課税であるが、それは同法501条C項12号の規定に基づく。

REAからの資金の貸し付けなどを受ける形で、1972年の秋までにCFCは会員に対してあわせて5,000万ドルの貸し出しを行うまでになり、同年12月には市場からの資金調達を開始した。しかし、その直後、12月29日に当時のニクソン政権がREAの農村電力協同組合への直接の低利融資の終結を表明し、電力協同組合は「暗黒の金曜日（Black Friday）」と呼ばれるショックに襲われた。NRECAを中心に全米の電力協同組合は直ちに猛烈な抗議運動を展開した。そのロビー活動もあり、1973年の5月には新たな立法が成立し新たな融資プログラムがスタートしたが、この間、CFCは電力協同組合への短期的な資金融資などを積極的に行いその存在感を大きく高めた。同様の低利融資を廃止する動きは1981年のレーガン政権の成立直後にも（選挙期間中の「REAの融資プログラムを電力協同組合の指導部からのアドバイスや相談なしに変更する事はしない」というレーガン大統領の発言にもかかわらず）あり、NRECAや電力協同組合のロビー活動によって新たな立法が行われている。最終的にクリントン政権下の1993年11月1日に農村電化融資再構築法が成立し、REAの融資プログラムの大半は市場金利と同水準にまで高められたが、猶予期間内にCFCに借り換えを行う電力協同組合が多数出た。現在では全米の電力協同組合の3分の1程度はRUSの資金に依拠しておらず、そのうち66%はCFCからのみ借り入れを行っている。



バージニア州アーリントンにあるCFC本部（2016年11月1日筆者（三浦）撮影）

(3) アメリカの電力協同組合の特徴

① 協同組合と民主主義

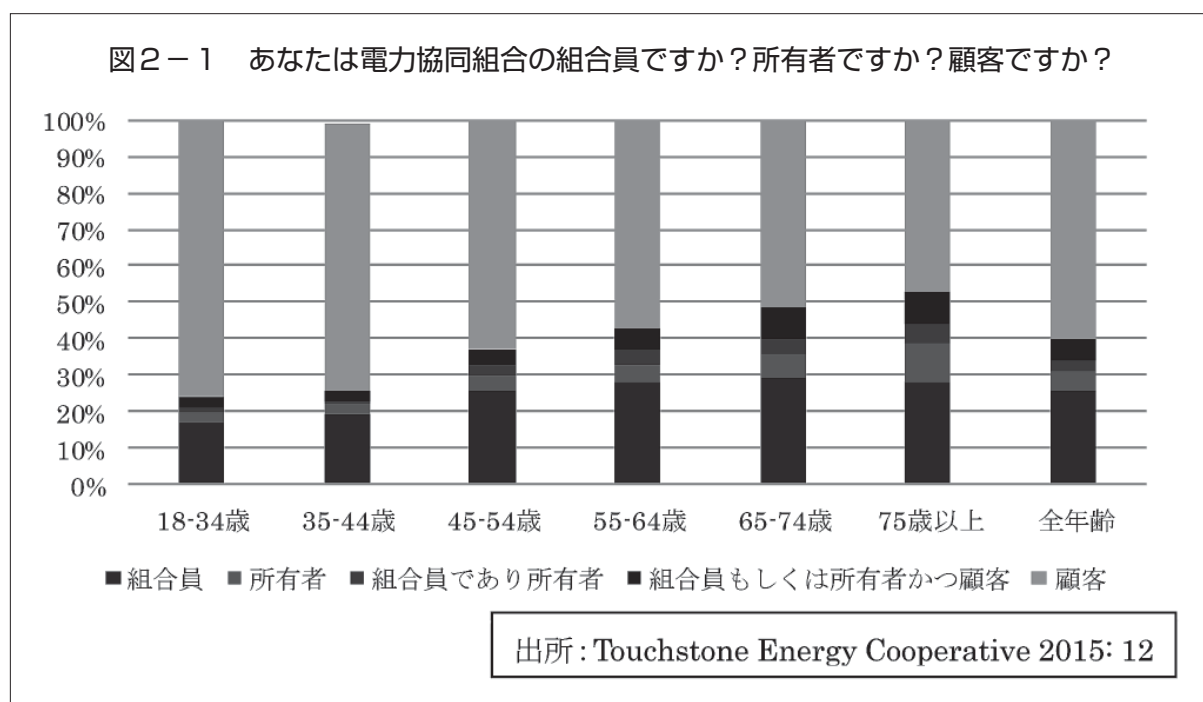
アメリカの電力協同組合にはいくつかの特徴を指摘できる。第一にそれが文字通り、「協同組合」であるということである。電気事業者ではあっても、何よりも彼らは協同組合であり、協同組合原則³⁹にのっとった運営がなされている。多くの組合や連合会では自らを消費者によって所

³⁹ 国際協同組合同盟（ICA：International Cooperative Alliance）による「自主的で開かれた組合員制」「組合員による民主的な管理」「組合員の経済的参加」「自主・自立」「教育・研修、広報」「協同組合間協同」「地域社会への関与」の7つの原則がアメリカの電力協同組合においても広く共有されている。

II アメリカの電力協同組合

有される (consumer-owned)、非営利 (not-for-profit) の組織であることを強調している。組合員が自ら出資し、参加し、利用する組織であることや営利を目的としない組織であることがその特徴であり、自らもそのように認識していることが伺われる。アメリカにおいても電力協同組合のシェアは上述した通り、10%を超える程度に過ぎない。裏を返せば、大半のアメリカ人は日本と同様、民間の営利企業である電力会社から電気を購入している。そのように考えれば、消費者である組合員が自ら出資し、自ら運営するいわば「自分たちの電力会社」であることは電力協同組合の最大の特徴であり、その重要性はいくら強調しても過ぎることではない。

ただし、このような「自分たちの電力会社」という意識を消費者である組合員自身が持っているかということ、やや、議論が必要になる。



上記の図はタッチストーン・エナジーが2014年10月から2015年5月にかけて実施した電力協同組合の組合員調査⁴⁰の中で組合員に対しそのアイデンティティを訊ねたものである。そこでは自らが電力協同組合の「組合員 (member)」もしくは「所有者 (owner)」(あるいはその両方)と答えた人は全体の4割にとどまり、残りの6割は自らを電力協同組合の「顧客 (customer)」としてのみ認識している。しかもこの傾向は、年齢が若くなるにつれて強まっており、一番若い35歳未満の層では76%が自らを「顧客」として認識している。逆に高齢層では組合員としての意識がまだ強く、自らを「組合員」もしくは「所有者」として認識している層が52%を占めている。のちに見るようにアメリカの電力協同組合は1930年代から1940年代にかけてのローズベルト大統領の時代に設立されたものが多く、設立から70年以上が経っているものも少なくない。特に若い組合員の中で「組合員である」という意識が低いという現状からは、そのような中で、次の世代に「自分たちの組合」という意識が十分には伝承されていないということが見えてくる。

このことは、電力協同組合の最大の特徴が失われる可能性を示すだけではない。組合員もしく

⁴⁰ この調査は21の州の78の電力協同組合が参加して行われ、約20,000人の組合員が電話によるインタビューを受けている (Touchstone Energy Cooperative 2015: 7)。

は所有者としてのアイデンティティを持っている組合員は、自らを単なる顧客だと思っている組合員よりも、組合の事業により満足しやすい (Touchstone Energy Cooperative 2015: 12-13)。すなわち、組合員としてのアイデンティティの低下は、電力協同組合の事業への不満を生じさせかねない。このため、電力協同組合は、組合員に協同組合としての自らの特徴を理解してもらうことや組合員に実際に参加してもらうことに力を注いでいる。特に一人一票の原則と民主的な運営が強調されている。その実際を見ていくと、一般的な電力協同組合の運営は年に一度の総会と毎月開かれる理事会によって行われる。総会は全組合員が参加することができ、定款の改定などの重要事項を討議する。ただし、総会には通常組合員の3分の1程度しか集まらない。このため、郵便投票やオンライン投票などによる参加を認めている組合もあるが、実施率は前者10%、後者20~50%である。

日常の意思決定は理事会によって担われ、運営は理事会がCEOを雇い入れて行う。通常、理事は9名程度、任期は3年で毎年3人ずつの理事が改選される形をとる組合が多い。出資金を納め州法で成人年齢に達している組合員は理事に立候補することができるが、立候補するためには組合員からの推薦署名を集めることが必要になる (通常25人程度)。この必要署名数が多くなると立候補者が限られ民主主義が機能しなくなる恐れがあることから、NRECAではこのハードルが高くなり過ぎないように注意を喚起している。理事は有償だが、理事職に専念できるわけではなく理事会出席のために仕事を休んだ際の費用弁償という位置づけで一回当たり300ドルおよび交通費というのが相場である。理事の役割としては日常の意思決定のほか、組合員の声を聴くことも重要な仕事とされている。また、ほとんどの電力協同組合では電気料金の設定が理事会の役割とされている。組合の規模によっては電気料金が当局の規制下に置かれる州もあるが、自治的な組織である協同組合は組合員への小売価格を理事会が決定できるのである。このため、それぞれの電力協同組合は自らの戦略に基づいて電気料金を設定できる。

なお、全国連合会であるNRECAの理事構成について付言すると、NRECAの理事は組合員数や組合の規模に関わらず、各州から一人ずつ選出されるという原則になっている。

② 農村部の電気供給を担う電力協同組合

電力協同組合が農村に存在することによる特徴も顕著である。電力協同組合は260万マイルの配電網を保持しているが、これは全米の配電網の42%にあたり、国土の4分の3をカバーしている。通常の営利企業による電気事業では1マイルあたり34の顧客がおり、75,500ドルの電気料収入があるのに対し、電力協同組合の顧客は1マイルあたり7.4、収入は16,000ドルに過ぎない (表2-1)。

表2-1 電気事業者別の配電網の密度

	電力会社	公 営	協同組合
配電網の長さ	50%	7%	42%
配電網1マイルあたりの顧客数	34	48	7.4
配電網1マイルあたりの収入	75,500ドル	113,000ドル	16,000ドル

出所：NRECA (2017)。表2、表3も同じ。

このため個々の配電組合の規模は必ずしも大きなものではなく (表2-2)、のちに詳述するラップパノック電力協同組合のように10万人を超える規模の組合は多くはない。また、その電気の供給先も電力会社に比べて一般家庭向けが多い (表2-3)。

表2-2 電気事業者別の事業規模

	電力会社	公 営	協同組合
総収入	2840億ドル	600億ドル	450億ドル
組織数	200	2,000	900
顧客数	1 億700万	2,200万	1,900万
規模（顧客数の中央値）	400,000	2,000	13,000
市場シェア	73%	15%	12%

表2-3 電気事業者別の売上げの内訳

売上げ*	電力会社	公 営	協同組合
一般家庭	960	211	237
商業	1,036	219	91
産業向け	704	144	104
計	2,700	574	432

*単位は10億キロワット時

③ 原子力か再生可能エネルギーか

次に東京電力福島第一原子力発電所の大事故以降、日本においても盛んに議論されている電源の問題についても触れておきたい。興味深いのは電力協同組合が原子力発電に関与している事例が少なからず存在しているという点である。ただし、その場合でも多くは部分的な（minority）出資者になっているにとどまり、原発を所有しているという事例は少数にすぎない。また、電力協同組合においてもやはり福島第一原子力発電所の事故のインパクトは大きいという。

一方、再生可能エネルギーについては、現状では電力協同組合のサイズに比して再生可能エネルギーの比重はまだ小さいという。しかし、州法により再生可能エネルギーの導入の義務がある州があるほか、理事や組合員からの要求もあることから今後拡大していくことが見込まれるという。

近年ではクリーン再生可能エネルギー債権（CREBs: Clean Renewable Energy Bonds）プログラムという制度が電力協同組合のロビイングなどによりつくられている。これは再生可能エネルギーの導入に当たり電力協同組合などが、資金調達のために無利子の債券を発行できるものである。この債券の買い手は利子額と同額の税額控除を受けることができ、結果的に連邦政府からの利子補給を受けるかたちとなる。2008年と2009年の立法によって24億ドルの発行枠が認められた⁴¹。この債券を発行するには協同組合（cooperative）もしくは公的機関でなければならず、協同組合による計画の安定性はCFCがチェックする仕組みとなっているのがその特徴である。

④ 買収

アメリカでは電気事業者間の買収がしばしば発生するが、電力協同組合もまた例外ではなく、いくつかの州で事例がある。ただし、競争において自ら配電網をつくったというのは、電力協同

⁴¹ アメリカ合衆国エネルギー省ウェブサイト <https://energy.gov/savings/clean-renewable-energy-bonds-crebs> (2017年4月28日接続確認) を参照。

組合の特徴であり、強みである⁴²。

通常、電気事業の買収においては設備の買収の場合とテリトリーの買収の場合がある。また売り手主導、すなわち、既存の電気事業者がその地域の電気事業からの撤退を考える場合もあれば、何らかの事業者がある地域の電気事業への進出をもくろむ買い手主導の場合もある。のちに見るように、そうした買収の中で市民が主導して、地域の電気事業を市民自らが取り組もうとする事例もある。

特に電力協同組合にかかわるのが、公営電気事業（Municipality）からの買収の事例である。公営電気事業は、公共団体であるため、買収を強制的に行うことができる（議会の議決が必要）⁴³。しばしば、公営電気事業は電気事業で得た収益を一般会計に参入し、地域の福祉につなげたりすることができることから、こうした配電網を買収しようとする。ただし、議会による議決が必要になることから、買収金額が正当なものかどうか、世論の同意が得られているかなどが条件になるほか、フランチャイズ（配電の権利を期間を定めて付与されること）期間をどの程度にするかなども争点となる。買収され得る側である、電力協同組合としてはこれらの点で、法的、政治的に争うことになる。

もちろん、民営の電力会社からの買収の試みもあり、CFCではこれらの買収に備えてインテグリティ・ファンド（Integrity Fund、保全基金）という基金を設けている。これは1980年代半ば、ミシシッピ州やアイオワ州などで買収の試みが相次ぎ、CFCやNRECAがそれらの試みに対抗した資金拠出を含む支援を行ったことに端を発する。CFCの調査に対しても各組合からこうした買収に備えて恒常的な基金を積み立てる必要があるとの回答が相次ぎ、1986年1月のCFCの理事会で正式にインテグリティ・ファンドが設立された。法的な戦い、政治的な戦い、組合員への教育に向けた積立を行うもので、各組合からの会費（Patronage）の5パーセントをインテグリティ・ファンドに積み立てると定款に規定している。買収に合いそうになった組合は、このインテグリティ・ファンドからの支援を受けて、法的、政治的に争う。その際、費用は掛からない。1994年までに350万ドルが積み立てられ、105の組合へインテグリティ・ファンドからの支援が行われている（Williams 1995：213-215）。

このインテグリティ・ファンドは個々の組合が買収と向き合うのではなく、協同組合が全体として買収から守っているという姿勢を示すことが重要だったとのことで、ファンド設立の際にはプレスリリース（新聞広告）も行った。

2. アメリカにおける電力協同組合の展開

(1) ニュー・ディールとの関係

アメリカの協同組合による農村電化の歴史は1930年代にさかのぼる。当時都市部の電化率は90%に達していたが、農村部は逆に90%が電力とは無縁の生活を送っていた。営利企業による電気事業では開発のコストや剰余率の低さから農村部への電気供給サービスはしばしば拒絶されていた。

⁴² 報告者らのインタビューにおいてCFCのCEO、Sheldon Petersenさんは電力協同組合がファシリティ・カンパニー（facility company：実際に配電網を施設した企業）であるという点を強調していた。

⁴³ この公営電気事業からの買収については上述のCFCでのインタビューによった。

II アメリカの電力協同組合

こうした状況に変化が生まれたのは1935年、ローズベルト大統領のニュー・ディール政策の中で農村電化局（REA: Rural Electrification Administration⁴⁴）が創設されたことによる⁴⁵。翌年には農村電化法が制定され、REAは各州が州法を制定とする際の模範となる電力協同組合法案を策定、低利長期融資プログラムを運用するとともに、技術上・管理運営上の助言などを行った。これにより1939年までに全米で417の電力協同組合がつくられ、受益戸数は288,000戸に上った（Deller et al.2009: 47）。この1930年代における電力協同組合の設立が現在にいたるアメリカの電力協同組合の基礎を形づくったと言える。

(2) 全国連合会の誕生

こうしてアメリカの農村電化は展開していったが、戦時下に入ると電力協同組合が物資を不当に使っているなどの非難が起こるようになり、こうした非難に対抗するためには、政府の部局ではなく、ロビイング団体が必要との判断から全国連合会、NRECAが設立された⁴⁶。このNRECAの設立は1942年である。第二次世界大戦のさなかに、アメリカの電力協同組合は中央会組織をつくりあげ、政治へのロビイングを開始したのであり、同じ時期の日本では電気事業が国策により統合され、協同組合の活動が無力化されていったこととの対比は興味深い。いみじくも報告者らのインタビューに対しNRECAの執行副理事長（Executive Vice President）であるMartin Lowery博士は「日本が協同組合の活動を弾圧していたころ、ちょうど我々はNRECAを設立した」と指摘している。

(3) 政治との関係

ロビイング団体としてNRECAが存在していることもあり、また、農村電化法に基づく低利融資などの関係からも電力協同組合は政治と無縁ではない。先に挙げたとおり、フランクリン・ローズベルト大統領は電力協同組合の支援者であり、同政権のニュー・ディール政策のもとで電力協同組合は大きく広がった一方、ニクソン大統領の時代に農村電化局の予算が削減されるなどの影響を受けたこともあり、電力協同組合の歴史はまさに政治に翻弄されてきた一面を持つ。

また、ケネディ大統領の時代（1962年）に連邦政府の後押しで途上国の協同組合方式による電化を支援する国際電化（International Electrification）の取り組みを開始している。このプロジェクトは、電化の費用を連邦政府が拠出し、NRECAが技術援助や訓練を行うもので、現在までに南米、アフリカ、アジア（バングラデシュ・フィリピン）など43か国で、1億4,000万人が受益者となった。近年ではハリケーン被害に遭ったハイチの配電網の再建支援を行っている。また、この電化支援の取り組みも電力協同組合が取り組んでいることから「全村を一度に電化する（One Village at a Time）」ことがモットーとして掲げられている。通常、商業ベースであれば既存の配電網に近いなど作業がしやすいところから、電化が進められるが、協同組合方式の場合、不公平にならないように村内を一度に電化するのである。

なお、直近のNRECAの活動として興味深いのは2016年の大統領選挙の際に行われたCo-ops Vote キャンペーンである。これは特定の候補を支持したり推薦したりするのではなく、農村部

⁴⁴ 現在は農村公益事業局（RUS: Rural Utilities Service）となっている

⁴⁵ なお、1933年には有名なテネシー川流域公社が発足している。

⁴⁶ この前後の経緯についてはBrown（1980：76-98）に詳しい。

の投票率を上げるというキャンペーンで、電力協同組合の組合員に投票することを呼び掛けるものである。2012年の大統領選では電力協同組合の基盤である農村部での投票率の落ち込みが都市部の倍以上あったことに危機感を持って始められた取り組みで、農村での投票率が上がれば、農村に組織を持つ自らの圧力団体としての影響力が上がるという計算がその背景にはある。

NRECAのCEOは選挙後の2016年11月14日にCo-ops Voteキャンペーンが「投票率に大きなインパクトを与えた」とわれわれは確信している」としたうえで、「農村アメリカ（Rural America）の声は今回の選挙で聞き届けられた。今回の選挙結果は“農村アメリカのワシントンにおける最も重要な声”としてのNRECAの立場をより強固なものにする」とコメントしている⁴⁷。

(4) 近年の設立事例

① カウアイ電力協同組合⁴⁸

電力協同組合は近年の設立事例もある。有名なのはハワイ・カウアイ島の電力協同組合設立事例である。1999年、アメリカ本土、コネチカット州に本拠を置く電力会社シティズンズ・ユーティリティ（Citizens Utilities Company）がカウアイ島の子会社カウアイ電力（Kauai Electric）の株を売ることを選断した。カウアイ島の電気事業は1960年代にシティズンズ・ユーティリティが島の中心産業であった砂糖プランテーションの配電線を寄せ集めて買い占め、配電網をつくりあげたことに始まる。しかし、島内の電気はほとんどを割高なディーゼル発電⁴⁹に頼っていたため、シティズンズ・ユーティリティは通信コミュニケーション事業に専念する事を決断し、カウアイ電力による電気事業の売却を図ったのである。

このことを知ったカウアイ島の住民が協同組合による電気事業の買収を考え⁵⁰、1999年の11月6日にカウアイ島公益事業協同組合（KIUC：Kauai Island Utility Cooperative）を設立した。設立にかかわったのは銀行家など島のビジネス界の人物であったが、協同組合という方式が知られていなかったこともあり、市長や議会、言論界などからは懐疑的な目で見られていたという。

図2-1 Co-ops Vote キャンペーンのロゴ



出所：同キャンペーンウェブサイト
<https://www.vote.coop/>（2017年5月2日接続確認）

⁴⁷ NRECAのJim Matheson CEOの発言。NRECAウェブサイトより。<https://www.electric.coop/co-ops-vote-boosts-voter-turnout-election-16/>（2017年4月29日接続確認）。

⁴⁸ 以下、カウアイ島の事例についてはCFC（2014：81-86）を参照。

⁴⁹ 離島であるハワイでは燃料のすべてをタンカーで輸入しなければならないため。

⁵⁰ このプロセスは多分に偶然的な要素を含んでいる。シティズンズ・ユーティリティの売却構想を知った地元誌の編集者が、たまたま、かつてバージニア州郊外の電力協同組合の供給区域に居住していたことから協同組合方式による買収を示唆する記事を執筆し、その記事を読んだ地元の銀行家が、農務省や農村公益事業局に電話をかけ、情報提供を得たという。その過程で、CFCを紹介されたことが後述するように大きな意味を持つ。

そのようななかでKIUCは出資金を確保し、買収しようとしている資産⁵¹を見積もり、法的・財政的な支援を確保しなければならなかった。

そのようななか、大きな役割を果たしたのがCFCであった。CFCはこの協同組合の設立に短期的な資金援助を提供し、買収にあたってのローンもCFCを通じてアレンジされたものであった⁵²。

KIUCは当初2億2,000万ドルでの買収を提示し、後に別の競争相手が現れたことから2億7,000万ドルに金額をあげた。しかし、ハワイ州公益事業委員会（Hawaii Public Utilities Commission）は電気料金の値上げにつながるとしてこの売買契約を認可しなかった。

この結果を受け、KIUCはよりコミュニティの中に入っていくことが重要と考え、理事会をそれまでの9人から17人に拡大、以前の理事も6人が辞任し新しい声が多数派を構成できるような工夫を行った。さらに、カウアイ・ピープル・パワー（Kauai People Power）という協同組合を支える草の根組織を結成した。CFCも財政面に加え、専門家の派遣などの支援を行った。カウアイ・ピープル・パワーは地域でのフォーラムを開催するなど市民への啓発活動を展開し、KIUCへの売却を求める請願署名活動に取り組んだ。この運動は徐々に広がり、最終的に7,000近い署名が集まった。

シティズンズ・ユーティリティーはこの間、別の会社への売却契約をまとめることができず、KIUCと再度の交渉に臨むことになった。米国経済の後退などから最終的に買収金額は2億1,500万ドルで妥結し、ハワイ州公益事業委員会も市民の支持が集まったことなどを見て、2002年9月17日に買収を認可した。この最終的な買収の資金もCFCがRUSとともに提供したものであった。

報告者らの調査に際し、NRECAの副理事長Martin Lowery博士はこのカウアイ島の事例の重要性を指摘したうえで以下のようなハードルがあったと指摘している。まず、カウアイ島ではもともとの地域のビジネスリーダー⁵³が、電力協同組合の設立に取り組んだことを先に指摘したがそのような①ローカルなリーダーを見つけることである。次に②地域住民への啓発や③コミュニティへの関与（Concern for Community）によって地域の関心を集めることである。そして④協同組合の設立、⑤電気事業者としての認可といった法律面での体制の整備、さらに買収や事業のための⑥資金面の準備が挙げられる。最後に⑦職員の問題がある。新たに電気事業を立ち上げる場合、職員すべてを新たに雇うことは現実的ではないため既存の会社で勤務していた職員に、引き続き勤務して貰うことになる。その際に彼女ら／彼らに協同組合とは何かを理解してもらい、営利企業の事業とは異なるものであると理解して貰うことが重要になるというのである。これらは現在の日本で広がりつつある市民による電気事業の取り組みにおいても重要な指摘と言えるであろう。

KIUCは現在、33,000の供給先に電気を供給する組合となっているが、特筆すべきはその再生可能エネルギーへの取り組みである。現在2023年までにカウアイ島で使用する電気の50%を再生可能エネルギーによって供給するという目標を掲げており、2016年末にはカウアイ島でつくられ

⁵¹ 当時の550マイルの架空配電線、120マイルの地下配電線、161マイルの送電線と4つの発電所（96.5メガワットのディーゼル発電所、27.5メガワットのディーゼルとナフサの発電所、500キロワットと800キロワットの水力発電所）が含まれている。

⁵² 報告者らは、このようないわば「どこの誰ともわからないようなひとが突然『電力協同組合をつくりたい』と訪ねてきてもCFCは支援するのか？」と調査の中で尋ねたがCFCのCEO、Sheldon Petersenさんの答えは「我々はどうのような人であれ協同組合をつくらうとする仲間を歓迎する」というものであった。いわばCFCは中間支援組織としての機能を担っており、またそのような機能を担うことに自覚的であると言える。このような機能の重要性はいくら強調してもし過ぎることはない。

⁵³ 彼らは日系人やネイティブ・ハワイアンなどの地域コミュニティのリーダーでもあったという。

る電気の36.4% (68.7メガワット) が太陽光や水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー由来のものである。この数字は最も晴れた日には90%にもなる⁵⁴。

② オレゴン・トレール電気消費者協同組合⁵⁵

報告者らの調査のなかで、時代はややさかのぼるが、もう一つの興味深い事例として提示されたのがオレゴン・トレール電気消費者協同組合 (OTEC: Oregon Trail Electric Consumers Cooperative) である。1980年代後半、オレゴン州東部、アイダホ州との州境に近い農村部であるベイカー、ユニオン、グラント、ハーニーという4つの郡では、カリフォルニア州のサンフランシスコに本部を持つ電力会社CPナショナルが電気事業を営んでいた。4つの郡の配電設備は貧弱であったにもかかわらず、CPナショナルは法律によっておがくずの燃焼による4つのコジェネプラントから発生する割高な余剰電力の購入を義務付けられていたことから、4つの郡の住民は高額な電気料金を我慢して支払っていた。折からCPナショナルは老朽化し、収益性も高くない4つの郡の電気事業の処分を考え売却先を探しており、アイダホ州の電力会社、アイダホ・パワー&ライト (Idaho Power and Light) の名がその売却先として挙がっていた。しかし、交渉の中でCPナショナルが現在の従業員を解雇し、アイダホ・パワーの従業員と入れ替えるという話が進んでいることが明るみに出た。これは地域の雇用が失われることを意味したことから、地域のリーダーたちはこの売却が地域コミュニティを良くするものになるのか、疑問を抱くようになった。1986年12月にCPナショナルとアイダホ・パワーの売却交渉が頓挫したのを見て、地域のリーダーたちはいくつかの選択肢を検討した。そこでは「何もしない」という選択肢のほか、「市民委員会」のようなものをつくって別の電力会社を買収を求めるとか公営の電気事業者 (PUD: Public Utility District) の結成なども検討された。しかし、前者はアイダホ・パワーとの交渉の失敗から可能性は高くないと判断され、後者も立法手続き上の問題が起こる可能性があったため断念された。その結果、地域のライフスタイルに合うものとして、協同組合というアイデアが残ったのである。消費者である組合員自身が所有し、運営し、利用する協同組合という形は、コミュニティによる管理を可能にし、地域経済にポジティブな変化を与えうるものとして認識された。

OTECは1987年4月に正式に設立された。このOTECの設立にあたっては隣接する地域の電力協同組合であるユーマティラ電力協同組合 (Umatilla Electric Cooperative Association) から多大な支援を受けている。ユーマティラ電力協同組合はOTECの設立を可能にするため与信限度額を拡大したほか、事務局長が休職してベイカー市に赴きOTECの設立に向けた活動を支援している⁵⁶。OTEC設立の中心になったのは地元の3人のリーダーで、ベイカー郡の収入役と学校の校長を務めていた夫婦⁵⁷とベイカー市の前市議であった。3人は協同組合への地域の支援があるこ

⁵⁴ KIUCウェブサイト <http://website.kiuc.coop/> (2017年3月22日接続確認) 参照。

⁵⁵ 以下の記述についてはCFC 2014: 47、OTECウェブサイト <http://www.otecc.com/about/history> (2017年3月24日接続確認) を参照。

⁵⁶ この時のユーマティラ電力協同組合の事務局長Russ Dorrان は2014年1月に86歳で亡くなった。その事績については同組合のウェブサイト内に掲載された追悼文「Russ Dorrان, Former UEC Manager, Dies at 86」に詳しい。<https://www.umatillaelectric.com/russ-dorrان-former-uec-manager-dies-86/> (2017年3月24日接続確認)。

⁵⁷ 当時、ベイカー郡の収入役を務め、設立後のOTECの初代理事長として活躍したPeggi Timmは2013年に亡くなった。彼女の功績を記念しOTECは彼女の名を冠した市民活動リーダーシップ賞 (Peggi Timm Civic Leadership Award) を創設し、地域のNPOとその女性リーダーを顕彰している。<http://www.otecc.com/community/peggi-timm-award> (2017年5月2日接続確認)

II アメリカの電力協同組合

とを示すために、700人の組合員から1ペニーずつを集めて出資金とした。700ペニー、すなわち、わずか7ドルでOTECはスタートしたのである。

わずか7ドルでスタートしたOTECの問題は資金であったが、ここでもCFCの支援が大きな役割を果たした。ユーマティラ電力協同組合からの支援の中でCFCの存在を知ったOTECはCFCに連絡を取った。CFCは早々に声明を出すなどOTECの活動を注視しており、直ちに融資の相談に入ることができたという。CPナショナルの電気設備を公正な価格で購入するため、設備の状況や修繕が必要となるエリアの査定などを行うエンジニアもCFCから派遣された。さらにCFCなどにより公正な買取価格の見積もりも行われた。最終的にCPナショナルから設備を買収し、配電網や変電所などの改修を行うため、CFCは3,300万ドルの融資を行った。OTECは1988年10月5日に事業を開始し、現在では約30,000の供給先に電気を供給するオレゴン州でも最大規模の電力協同組合となっている。

3. 電力協同組合の具体例 —ラッパハノック電力協同組合とオールド・ドミニオン電力協同組合⁵⁸—

(1) ラッパハノック電力協同組合の概況とあゆみ

こうした電力協同組合の事例として、報告者らはバージニア州北部で電気事業を行っているラッパハノック電力協同組合（Rappahannock Electric Cooperative：REC）を訪問し、その事業活動の状況について調査した。ラッパハノック電力協同組合はバージニア州北部の22の郡で事業を行い、その2015年度の電気の供給先は156,257、配電網は16,596マイルになる。販売電力量は年間で437万メガワットアワー、事業収入は4億6,000万ドルにのぼる⁵⁹。これにより、399人の雇用が地域に生み出されている。配電網や供給エリア、組合員数などの点で全米でも屈指の規模の電力協同組合である。

ラッパハノック電力協同組合は80年以上の長い歴史を持つ協同組合である。その起こりは1935年11月に農民農村ユーティリティ（Farmers Rural Utilities）が設立されたことにさかのぼる。翌1936年3月にバージニア州電力協同組合法が制定されている。同年8月連邦農村電化局（REA）の補助を受けた最初の配電網を建設した。このころの組合員は73名に過ぎなかった。1938年6月に農民農村ユーティリティはバージニア電力協同組合（Virginia Electric Cooperative）に改組した。

一方、1938年8月北ピードモント電力協同組合（Northern Piedmont Electric Cooperative）が設立され翌1939年4月に事業を開始した。この2つの組合が1980年に合併し現在のラッパハノック電力協同組合になった。

⁵⁸ 以下、ラッパハノック電力協同組合およびオールド・ドミニオン電力協同組合については特に記した箇所を除き、2016年11月1日に実施した両組合へのインタビュー調査に基づく。このうちラッパハノック電力協同組合へのインタビューはCEO兼理事長であるKent Farmerさん、エンジニアリングおよび系統運用担当副理事長のRonald Harrisさん、組合員および渉外担当副理事長のDavid Kooglerさん、法人サービス担当副理事長のCraig Lewisさんの出席のもと実施した。

⁵⁹ なお、この収入の内訳は60%が一般家庭、32%が大企業、7%が中小企業、1%が公共機関となっている（Rappahannock Electric Cooperative 2016: 10-11）。

(2) ラッパハノック電力協同組合の特徴

① 協同組合と民主主義

ラッパハノック電力協同組合の事業や活動からはいくつかの特徴が見えてくる。まず、その運営の仕方、組合員との関係などを見ていきたい。

まず、ラッパハノック電力協同組合もまた、協同組合として、組合員による民主的運営が心がけられている。先に見たとおり、電力協同組合は組合員によって選ばれる理事会が日常の意思決定などを担うが、この点はラッパハノック電力協同組合も同様である。ラッパハノック電力協同組合の配電エリアは11の地区に分けられており、それぞれの地区から一人ずつ、合計11人の理事が選ばれる。ただし、選ばれる理事はその地区内に居住している必要があるものの、理事の改選は地区内の投票で行われるのではなく全体の投票による。これは、理事は当該地区だけを代表するのではなく、全組合員の代表であるという考えに基づいている。理事の任期は3年だが、ラッパハノック電力協同組合では再選を5期までとしている。これは理事会が固定したメンバーではなく多様な構成になるようにという考えに基づくものであるが、それは組合員の多様性に配慮した理事構成にすると同時に、できるだけ若い人に理事になってもらい、後継者を育成したいという思惑もあるという。理事は有償である。理事は年に24～44日を組合のために費やすことが求められているが、通常、理事職とは別にフルタイムの仕事を持っており、その仕事を休むための補償という位置づけがなされている。この理事報酬の金額はウェブで公開されており、調査時現在では月額2,000ドルの理事報酬と、会議等に出席する際に500ドルの日当が支払われるという規定となっていた。また理事は受託者責任や理事の役割についてNRECAによる講習を受けている。

これとは別に年に一回の総会が開かれている。定款を変えるにはこの総会で組合員の3分の2の賛成を得ることが必要である。先に触れた組合間の合併やのちに見る新しいエリアの買収などにはこの手続きが必要になる。

かつてはこの総会は多くの組合員が参加する社会的なイベント、いわば祭であったが、後述するようにラッパハノック電力協同組合の配電エリアが拡大してきたことや共働き世帯が増加したことなどもあり、総会への参加率は必ずしも高くない。この総会への参加は委任も可能であるが(他の組合員への委任のほか、理事会への委任も可能)、ラッパハノック電力協同組合の約15万7,000の組合員のうち、総会に実際に参加するのは200人ほど、委任を含めても7,000程度に過ぎない⁶⁰。ただし、理事会としては、それは組合員の感心の低さを示すものではなく、組合員が組合の現状に満足しているからと理解しているという。

事実、執行部は組合員の声を聴くことに注力している。ラッパハノック電力協同組合で特徴的なのは、総会とは別に年に3回「電気タウンホール (Electric Town Hall)」と呼ばれる組合員の声を聴く機会を設定していることである。毎回、4万人の組合員が招待され、通常、約1万人の組合員が電気タウンホールに出席する。出席した組合員は組合に対し質問⁶¹や意見を述べることができる。招待される組合員はランダムに選ばれるが、災害に遭ったエリアなどの組合員が重点的に選ばれる。また、組合員の間で「組合員である」という意識をいかに高めるかに腐心しており、日常的なコミュニケーションがそのカギとなるという。手段としては①新しい組合員には定款やパンフレットを手渡すほか、②月刊誌の発行、③インターネット上の情報の充実⁶²、④理事とのコンタクトなどが挙げられていた。しかし、概して古くからの組合員の方が組合員としての意識が高いという。

⁶⁰ なおラッパハノック電力協同組合の定款では、総会の定足数は全組合員の2.5%と定められている。

⁶¹ 組合員から出される質問として多いものとしては再生可能エネルギーへの取り組み状況や電気料金についてのものなどが挙げられるという。

⁶² ラッパハノック電力協同組合はSNSのアカウントも充実している。

II アメリカの電力協同組合

② 配電エリア

図2-2 ラッパハノック電力協同組合の配電エリア



出所：ラッパハノック電力協同組合ウェブサイト
<http://www.myrec.coop>（2017年3月31日
接続確認）以下の図も同じ。

次に興味深いのは配電エリアである。ラッパハノック電力協同組合の配電エリアはバージニア州北部に図のような形で広がっている。この電力協同組合のエリアは、日本のように初めから配電エリアの認可を規制当局から得て事業を開始したわけではない。当初はそれぞれの組合のリーダーたちが自分の住むエリアの周囲で事業を開始し、それが徐々に広がっていった。やがて、配電エリアの拡大に伴い電力会社と重なる部分が出てきたので州が配電エリアを調整し、現在のような形になったという。

また、この図で興味深いのはエリアが面として広がっているのではなく、一部白抜きのようにになっている点である。このことはラッパハノック電力協同組合の配電エリアの中に一部別の電気事業者の配電エリアが入っていることを意味する。これらの地域は都市部であり、ラッ

パハノック電力協同組合の配電エリアはその都市部を囲むように農村地域に広がっている。ラッパハノック電力協同組合の本部が置かれているフレデリックスバーグ市もラッパハノック電力協同組合の配電エリアではない。



写真：バージニア州フレデリックスバーグ市のラッパハノック電力協同組合本部
（2016年11月1日筆者（三浦）撮影）

③ 原発と再生可能エネルギー

ラッパハノック電力協同組合で興味深いのは発送電を行う連合会であるオールド・ドミニオン

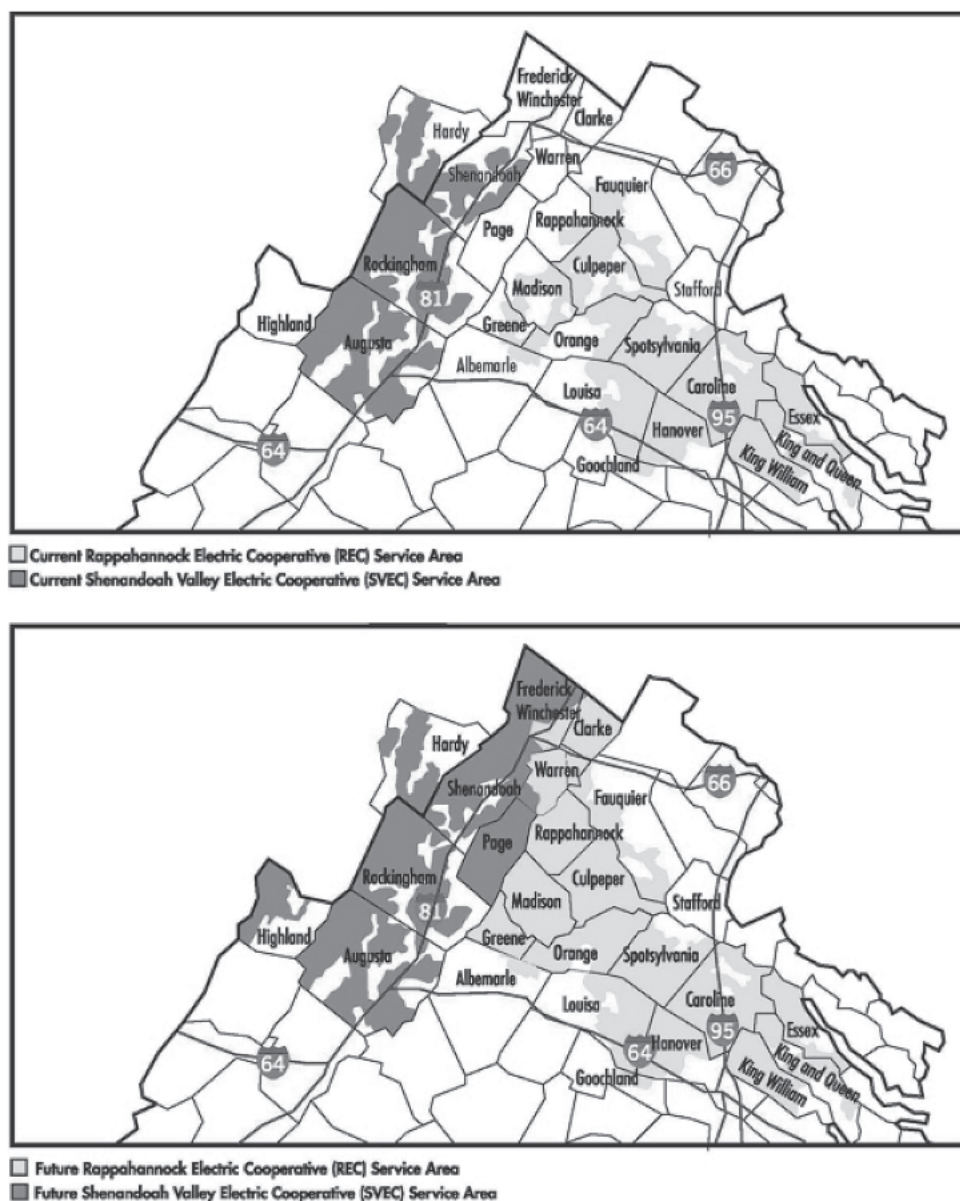
3. 電力協同組合の具体例 —ラッパハノック電力協同組合とオールド・ドミニオン電力協同組合—

電力協同組合（ODEC：後述）を通じて原子力発電所に部分的に出資しているという点である。協同組合が部分的にせよ原子力発電所に出資しているという点は大変興味深い。

一方で、再生可能エネルギーにまったく無関心というわけではなく、本部の前に太陽光発電設備を設置している⁶³。この太陽光発電設備は組合員が自宅の屋根などに太陽光発電設備を設置する際に検討の材料とするためデータを収集することを目的としている。ラッパハノック電力協同組合の現在の立場としては、再生可能エネルギーの活用については中立的で組合として積極的に推進しているわけではないという。

④ 買収による拡大

図2-3 ラッパハノック電力協同組合の買収前後の配電エリア



⁶³ ただし、前述した通り本部はラッパハノック電力協同組合のエリアではないので、発電した電気は別の電力会社に全量売電している。

II アメリカの電力協同組合

ラッパハノック電力協同組合の特徴として第4に挙げられるのは2010年に買収による大規模な配電エリアの拡大が行われたことである。これはペンシルベニア州にあるアレゲニー・パワー（Allegheny Power）という会社が不採算であった山間部⁶⁴からの撤退を考えており、同社の持っていた配電エリアを隣接するシェナンドア・バレー電力協同組合（Shenandoah Valley Electric Cooperative：SVEC）と共同で買収したものである。前頁の図2-3のうち上の図が買収前の両組合（濃い色がSVEC、薄い色がREC）のエリアで下の図が買収後のエリアである。こうした買収はバージニア州では州の企業委員会（Virginia State Corporation Commission）の認可が必要となる。

この買収によりラッパハノック電力協同組合のサービスエリアは16郡から19郡に拡大し、電気の供給先を示すメーター数は98,000から148,000に増加した（5万人の新規組合員が加入した）。配電線の長さは3,000マイル増の15,640マイルとなり、配電網1マイルあたりのメーター数は7.8から9.4になった。また、75人の職員がAllegheny Powerから移籍し385人に増加し、年間収入も2億8,370万ドルから4億1,200万ドルとなった。

買収により、こうした規模の拡大が起こったが、新しく拡大したエリアはもともと電力会社が売却を考えていたエリアであったため「凍結」されており、電気料金こそ安く抑えられていたもののメンテナンスは行き届いていなかったという。ラッパハノック電力協同組合は電線のメンテナンスはもとより、アプローチの整地（草刈り、枝落としなど）から行った。これにより、停電の発生指数であるSAIDI（System Average Interruption Duration Index／需要家1件あたりの平均停電時間）は2012年の140分から2015年には98分に低下した。一方電気料金は、電力会社時代はラッパハノック電力協同組合より30%安かったが、これを規制当局との合意の下、5年かけて既存の配電エリアと同水準まで徐々に引き上げている。それでも信頼性が格段に向上したため、新しく組合員となった消費者の満足度はむしろ上がったという。

こうした新しいエリアの買収には3つの基準（古い組合員の満足、新しい組合員の満足、雇用の満足）をみとす必要があるとラッパハノック電力協同組合の執行部は考えている。

現在、新しいエリアの買収の話があるほか、組合同士の合併の話もあるという。しかし、小さな組合にはアイデンティティが強固にあるので簡単ではないという。なお、バージニア州には30の電力協同組合が存在し、州連合会が組織されている。

(3) オールド・ドミニオン電力協同組合⁶⁵

最後に、ラッパハノック電力協同組合らが参加する発送電電力協同組合であるオールド・ドミニオン電力協同組合（ODEC：Old Dominion Electric Cooperative）についてみていく⁶⁶。ODECは1950年代にバージニア州の電力協同組合が他社から購入する買電の契約を一つにまとめるために設立された。しかし、契約上の存在であったため、実質的には代表が一人いるだけのペーパーカンパニーで、オフィスは車一台であったという。参加したのはバージニア州の13の組合とメリーランド州とデラウェア州にあった組合が一つずつの計15組合であった。

ODECが実質的な事業を行う組織となったのは1983年であった。1970年代から検討を開始し

⁶⁴ 買収対象となったバージニア州の北西部地域はアパラチア山脈が連なる山間部である。

⁶⁵ 以下、オールド・ドミニオン電力協同組合については特に記した箇所を除き、2016年11月1日に実施した同組合へのインタビュー調査に基づく。出席いただいたのは理事長兼CEOのJack Reasorさん、会員および渉外担当理事のDavid Hudginsさんである。

⁶⁶ オールド・ドミニオンあるいは単にドミニオンとはバージニア州の別称である。

3. 電力協同組合の具体例 —ラッパハノック電力協同組合とオールド・ドミニオン電力協同組合—

1983年にバージニア州中央部のルイーザ郡で運転を始めていたノースアナ原子力発電所（North Anna Nuclear Generating Station）に11.6%の割合で出資したのである。しかし、この際に脱退する組合があり、加盟組合は12になった⁶⁷。さらに1992年にバージニア州の電力会社であるドミニオン（Dominion）とのパートナーシップ（出資率は半々）で石炭火力発電所を建設し、この発電所は1995年・1998年に運転を開始している。また、2001年から2003年に3つのガス火力発電所を建設し、さらに3つを建設予定である。これらにより現在ODECはトータルで3GWの発電能力を有している。

ODECの執行部としては電源の50～60パーセントを自前の発電所で持ち、残りは契約に基づいて購入するのが理想であると考えている。天然ガス火力発電を導入した際、80%が自前になったが、その後この割合が低下している。近年は石炭火力発電の導入を検討したが環境への配慮を考えねばならないことと、シェールガスの開発が進んでいることとの関係で現在は価格がペイしないため見送っている。

その一方で、合計で280MWになる3基の風力発電施設と18年間の全量買い取り契約を結んでおり、太陽光発電についても20MWと10MWの2発電所について同様の契約を結んでいる。再生可能エネルギー導入の理由は①電源の多様化、②コストとの兼ね合い、③政府や配電組合の意向などが要素になるが、エネルギーミックスの中でバランスをとるように検討されている。

なお、資金調達についてはRUSからの融資のほか、市場で組合債を販売して調達しているという。ここでも投資元は保険や年金などの基金が多いとのことであった。そのほか、CFCやco-bank（農協系金融機関）からの借入れがある。

興味深いのはODECと加入している配電組合との関係である。ODECは自身も非営利の協同組合⁶⁸であることから、利益を追求するのではなく、会員組合にできるだけ安く電気を供給することが方針であるという。しかし、配電組合のコストのうち70%がODECに払う電気料金であることもあり⁶⁹、各会員からの電気料金価格を下げろというプレッシャーは常に存在する。

また、ODECもまた、協同組合の連合会組織であるため会員組合の規模の大小にかかわらず1組合2票（理事長とCEO）という原則で運営されている。2000年代になってから1組合が脱退した。その表向きの理由は価格面の不満であったが、実際はこの脱退した組合が全体の3分の1の規模を持っており、1組合2票という民主主義に不満を持ったためではないかと考えられるという。

4. 小括

以上、アメリカにおける電力協同組合の現状を確認してきた。ここではそれらが現在に至るまで残されてきた要因として大きく2点を挙げたい。ひとつは、協同組合原則への強いコミットメ

⁶⁷ ただし、その離脱の理由は「原子力発電への参加」ではなく、ペーパーカンパニーが実質化することへの抵抗であったように思われる。

⁶⁸ なお、ODECはこのため非課税組織であるが、市場での取引の中で、非会員への売電量が15%以上になると課税されるという。

⁶⁹ 上述のラッパハノック電力協同組合の場合、2015年度の総支出のうち74%を電気料金が占め、15%が運営経費、7%が減価償却などとなっている（Rappahannock Electric Cooperative 2016: 11）。

II アメリカの電力協同組合

ントである。アメリカの電力協同組合は個々の組合も、連合会も協同組合原則を強く意識し、特に組合員による民主的な運営を心がけている。それによって、組合員の支持を強固なものにし、電力協同組合が地域に存在する価値を常に訴えているのである。もちろん、タッチストーン・エネルギーによる調査に見えるように組合員の「組合員としての自覚」は低下傾向にあり、楽観はできないが、少なくとも理事会や執行部のこうした姿勢が地域コミュニティのなかで電力協同組合が生き残り続けていく大きな要因となっていると思われる。

第二にナショナルレベルの連合会からの強いサポートが挙げられる。電力協同組合はニュー・デール政策のなかで始まったという歴史からも、政治的な影響を受けやすかったが、危機に陥るたびにNRECAなどによるロビイング活動を中心にそれをはねのけてきた。近年では電力自由化の流れもあり、電力協同組合もまた競争にさらされることもあり得るが、タッチストーン・エネルギーのブランド力強化のための様々な支援はそうしたなかで大きな意味を持つ。なにより、大きなものはCFCによる財政面も含む支援であろう。地域の小さな組合にとっては財政面や経営面で支援が受けられることは非常に大きいと思われる。こうした連合会による様々な支援こそが、アメリカの電力協同組合が現在に至るまで残って来た大きな要因となっているのではないだろうか。

(三浦 一浩)



NRECA本部のエントランスに飾られているLineman（配電工）の銅像（2016年10月30日筆者（三浦）撮影）。電力協同組合の本部などにはこのような無名のLinemanを称える銅像や絵画、写真などが飾られている。それぞれの組合は自分たちの協同の力で配電網をつくりあげ、維持してきたが、無名のLinemanたちはその象徴と言える。こうした銅像などからは、各組合がそのことを非常に誇りに思っていることがうかがえる（25ページ注42も参照）。

Ⅲ 日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が現在の市民電力に与える示唆

1. 協同組合による地域エネルギー供給の多様なあり方

(1) I部、II部を受けて

表3-1 本報告I部で紹介した協同組合による多様な電気事業形態の分類

事業形態（日本）		発電（受電）	（送）配電	小売（売電）	I部で示した事例
A-1	発電事業	協同組合	九電力へ売電	-	中国地方の農協など
A-2	発電事業	協同組合	他の組合等へ売電	-	鬼脇漁協
B-1	共同自家用（連系なし）	協同組合	協同組合	協同組合	羅臼漁協、式根島漁協、南院内電気利用農協、長崎県下の例
B-2	共同自家用（連系あり：不足受電、余剰売電）	協同組合（公営事業）	協同組合	協同組合（公営事業）	南郷村農業協同組合
B-3	共同自家用（連系あり：不足受電、余剰売電）	協同組合（九電力）	協同組合	協同組合（九電力）	日高村電気利用農業協同組合、雄武枝幸町電気組合
C-1	共同受電（受電のみ、発電なし）	民間事業者	協同組合	協同組合	屋久島の例*1
C-2	共同受電（受電のみ、発電なし）	九電力	協同組合	協同組合	多数の事例あり*2
D	一般電気事業	公営事業など			利尻郡町村電気組合*3

出所：筆者作成

※送配電網や発電設備の整備、電力需要などの環境変化に伴い、例えばB-1からB-3に移行するケースがみられる。

- *1 屋久島の事例については本報告では十分に紹介していないが報告者らによる紹介として三浦（2014、2015）、山崎・手塚（2014）を参照。
- *2 本報告では具体的事例を紹介していないが、九電力から受電した電気を協同組合が組合員に供給する形態は実際に協同組合が事業に携わった電気導入事業のなかでは最も一般的な形態である（表1-2参照）。
- *3 日本でも数少ない九電力体制から分離独立した事例である利尻郡町村電気組合については鬼脇漁協についての説明の中で紹介している。

ここまで、戦後の日本で、また現在のアメリカでも、電気事業が多様な事業形態によって営ま

れ、協同組合が電力供給システムの中で一定の役割を果たしてきたことを明らかにしてきた。

現在の日本では電力システムの改革が段階的に実施され、2016年4月からは小売事業が全面自由化し、2020年からは発送電分離が予定されている。発電分野も自由化し2012年には再生可能エネルギー特別措置法（略称：再エネ法）が施行され、同法による固定価格買取補償制度（以下、FIT）が、再生可能エネルギーによる発電事業の追い風となってきた。誰もが電力システムに関与することが可能な時代となったいま、日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が、現在の地域や市民による電気事業に与える示唆はどのようなものだろうか。

I部で論じているように、協同組合によるエネルギー事業に、複数の多様性を見出すことができる。第1に、事業形態の多様性が挙げられる。協同組合は、発電のみならず共同受電などの形で一般家庭等に電気を供給し、配電網を管理し、料金の徴収なども担っていたのである。第2に、発電した電気の売電先や受電する送電元などが、かならずしも九電力ではなく、都道府県などの公営電気事業や地域の別の組合のケースが見られた。第3に、協同組合を含め、地域密着の電気事業主体が、補助制度等を考慮しながら、時には自治体とも不可分な体制で柔軟に選択されている側面があげられる。

暗闇を灯し暮らしを豊かにするものとして電気を人々は望み、その時点での合理的な判断に基づき、電気事業の主体を地域で決定し設立し、必要な関係性を構築してきたことがわかってきた。これらのあり方は、いずれも協同の力で電気を地域にもたらそうとする、内発的な動きであったといえる。必然的に、暮らす地域の電気事業に関する総合的な情報が地域で保有され、必要な技術や適正な価格に関する知識が共有され、技術や知識を備える人材や雇用が、地域に培われることを可能にしていたといえる。そのプロセスに、都道府県や基礎自治体が、少なからず主体的に関与してきた点は非常に興味深い。

(2) 資金面の支援

協同組合が地域の電気事業の担い手となりえた背景であり、大きな意味を持つ要素として、地域発意の電気事業に関する資金面の支援があげられる。電気事業には莫大な費用がかかる。そのため、日本では戦後まもなく九電力の事業体としての体力が万全でない中、地域の発意による電気事業が公営や協同組合によって行われてきたことは、前述の通りである。事業採算性の低い地域で、ユニバーサルサービスとしての電気供給を何とか実現しようとする中で、法律にもとづき国庫補助が受けられる制度が整備されたことの意義は大きい。農山漁村電気導入促進法にもとづく農林漁協資金（農林漁業金融公庫）や離島電気導入事業費補助金等がそれである。

アメリカにおいては、1935年に農村電化局が創立され、その翌年に農村電化法が制定され、低利長期融資プログラムの運用が始まっている。また、現在では、CFCが重要な役割を果たしている。各地域の電力協同組合が配電網の延長や発送電設備の増強などに必要とする資金、または組織の再建や電気事業を買収するための資金を融資している。さらに、協同組合が民営や公営電気事業者からの買収に対抗する資金として保全基金（Integrity Fund）を造成し、実際に買収を受けた協同組合を支援し、かつ基金を積極的にPRすることで、協同組合による電気事業を能動的に守る姿勢は、多くを示唆しているといえる。

(3) 電気事業の主体の流動性

本調査を通して見えてきたこととして、協同組合に限らないが、ある地域の電気事業の主体が

Ⅲ 日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が現在の市民電力に与える示唆

流動的でありうる、という点は再認識してよいと考える。アメリカの事例では、民間企業によって売却される地域の電気事業を買収した、カウアイ電力協同組合（KIUC）やオレゴン・トレール電気消費者協同組合（OTEC）、ラッパハノック電力協同組合の買収による事業エリア拡大などをあげている。

日本では、北海道電力から島の発電・配電設備を買い取った利尻郡町村電気組合や、一度北海道電力に移管した発電設備や配電設備を引きついだ羅臼漁業協同組合等の事例が挙げられる。また、1960年代には、各地域で行われていた公営や組合営による発電・配電事業が一般供給へと移管される「移管事業」が、全国的に行われていった。実際には、九電力に電気事業を移管後も、地元で管理運営業務を委託し、任せていたケースも散見される。

今後、電力システム改革が深化し競争が本格化する中で、電気事業の主体や電気事業が売買や譲渡され、あるいは運営権が入札・委託されるという事例が、増えていく可能性がある。発電事業に関してはすでに事業や設備の売買が行われている。

2. 日本の現状からみた地域エネルギー供給の可能性

(1) 現在の日本における電気事業の概要

① 小売事業

次に、特に冒頭で見た賀川という言葉にある電気事業の「社会化」「民主化」という観点から、現在の日本における電気事業の現状を概観していきたい。まず、消費者や労働者、市民にとって最も身近な小売事業に関しては、小売電気事業者登録者の数は414社と、1年前の小売事業全面自由化前夜の277事業者に比べて約1.5倍増え、さらに多様化している。自治体が出資するなどの形で関与し設立される地域新電力も20を数えるまでに増え、都市部では生活クラブやパルシステム、大阪いずみ市民生協やコープさっぽろなどエネルギー事業に参入する生活協同組合が増えてきている。それぞれの生協の電気事業には脱原発や再生可能エネルギーの普及、安い電気料金などそれぞれに追求するものがある。その中でも例えば生活クラブによる株式会社生活クラブエナジーは「再生可能エネルギーの電力を普及し、その電気を使うことが実質的な脱原発につながる」という考え方を基本にしている。そしてその事業は「電気の『供給』ではなく『共同購入』」であるという。すなわち生活クラブエナジーは単なる電気事業者ではなく「主役は組合員＝電気を使う人であり」再生可能エネルギーの普及や脱原発を「組合員が利用し参加しながらつくりあげていく運動」なのである（半澤2016：79-84）。

グリーンコープ連合会は、14のグリーンコープ生協とともに、自然エネルギーによる市民電力事業を推進していく事業主体として一般社団法人グリーン・市民電力を2012年に設立した。「電気を、原発にそして電力会社任せにせず」「自分たちで使う電気を、しかも自然エネルギーによる電気を自分たちでつくり出していこう」と決意し、市民電力事業をはじめた⁷⁰同法人は、2016年7月から小売事業を開始し、供給エリアを広げつつある。これらの事例のように生協による電気事業では、単なる事業ではなく再生可能エネルギーの普及や脱原発といった社会的な目的を持ち、それを自らが主体となって取り組んでいこうとする姿勢がみられる。

しかし、地域密着や協同組合による小売会社の多くは、再生可能エネルギーやエネルギーの地

⁷⁰ グリーンコープウェブサイト <http://www.greencoop.or.jp/energy/>参照（2017年3月29日接続確認）

産地消を特徴とする事業者が多いことから、電源の確保が共通の課題となっている。日本の再生可能エネルギー電源の多くは水力発電が占め、水力事業の主体は、主に旧一般電気事業者のほかには公営電気事業者がいる。ところが、地方自治体が所有する水力発電所などの80%以上が、旧一般電気事業者と複数年の随意契約を結んでいる。経済産業省・電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループの資料によると、契約内容に中途解約の条項がない契約もあり、簡単に中途解約ができない状況となっている。契約の見直しを進めるにあたり、特に①既存契約には解約条項がなく、期間中の解約が規定されていないため、検討が進まない。②仮に解約した場合に生じる解約補償金に関する考え方がわからない。の2点がハードルとなっているとされている⁷¹。

例えば、2012年4月に東京都は東京電力と契約解約の合意に向け協議を開始したところ、補償金として約52億円が東京電力から提示された。東京地裁における民事調停を経て、最終的には東京都が東京地裁の提案を受け、解決金として13億8,300万円を支払うことを2014年5月に発表している。

上記2点がハードルとなっている点を踏まえ、2014年12月、経済産業省は、契約の見直しの検討を進めやすい状況を整備するために、「地方公共団体による売電契約の見直しに関するガイドライン（仮題）」を策定するとしている。が、現在までのところ策定にはいたっていない。

小売事業分野が多様性を維持し、協同性や再生可能エネルギーを重視する電気事業を拡大していくためには、電源の開発や発電事業との連携が不可欠といえる。その際、発電事業も地域の人々によって地域社会や環境と共生しながら、推進されていくことが望まれる。

② 発電事業

その発電事業に関して見ていくと、事業の主体は多様化しつつあるといえる。日本では、1990年代中頃から市民が再生可能エネルギー発電設備を建設する「市民共同発電所」運動が、反原発運動などを背景に始まった。市民や消費者が、自らが利用したいエネルギーを自分たちでつくる市民発電事業は、エネルギー政策への民意の反映が困難な状況下で、積極的なオルタナティブを提示する画期的な運動形態であった。再生可能エネルギーは分散して存在し、各地域で利用しやすい。民主的なコントロールが可能なエネルギー源といえる。

2012年のFIT導入を契機に、太陽光発電を中心に、全国各地で市民発電事業が展開され、その数はNPO法人気候ネットワークによると1,000を超えている（2016年末現在）。市民電力やご当地電力、コミュニティパワーといわれるこうした団体⁷²は、東京都でも30近い団体が活動している。これらの団体が立ち上げた法人形態はNPO法人や合同会社、一般社団法人であり、議決権が平等な法人格が選択されている点が特徴である。コミュニティパワーは、中央集権的なエネルギー会社に対するオルタナティブとして世界的にも急速に拡大しており、世界風力発電協会（WWEA）は、コミュニティパワーの要件として、①地域に住む人々が事業に関する権利の大半もしくは全部を持ち合う＝協有性、②意思決定にあたって一人一人の意見を尊重する＝民主性、③得られた便益の大半もしくは全部を地域で分かち合う＝公正分配、の3点を挙げている⁷³。こ

⁷¹ 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ（第11回：2014年12月24日）- 事務局提出資料（2017年3月29日接続確認）http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/011_haifu.html

⁷² 本稿では、これらの団体を総称して市民電力という。

⁷³ このコミュニティパワーの3つの要件はICLEI Japan（持続可能性をめざす自治体協議会）のウェブサイト <http://archive.iclei.org/?id=12216> に邦訳が掲載されている（2017年3月29日接続確認）。

Ⅲ 日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が現在の市民電力に与える示唆

ここで挙げられている協有性、民主性、公正分配といった点こそ、市民発電事業が追及している協同性なのだと、筆者らは指摘してきた（三浦・手塚・山崎2016）。

協同組合の動きとしては、生活協同組合が市民や消費者の参画を促しながら発電事業を進めている動きが目される。上述の生協のグリーンコープ連合会は、発電事業への出資を組合員等に募り、2022年までに20MWの発電事業の実現を目指している。これまでに自社事業や発電設備の立地地域の事業者等との共同事業によって、太陽光発電設備及び小水力発電設備、合計約8MWが稼働をしている。

一方で、地域社会や自然環境を顧みず、経済性のみを優位に置いた乱開発的な発電事業が全国に散見される点にも注意を払わなければならない。地域住民が受け入れがたいと反対運動が起きるケースもあり、地域で合意されていない開発行為としての再生可能エネルギー事業を規制する条例を制定する自治体も増加しつつある。

③ 送配電事業

送配電事業は自由化されず、一般送配電事業者（旧一般電気事業者、九電力と沖縄電力）が地域独占の形態で引き続き担っている。一般送配電事業者は、供給区域内で送電線、変電設備などを維持管理、運用し、他者から受け取った電気を他者に送り届けることが主な事業である⁷⁴。つまり、送配電網は、電気を使う消費者にとっても、新規参入する発電事業者や小売事業者にとっても必要な社会共有の公共資本といえる。送配電網を利用するあらゆるステークホルダーにとって、託送料金の透明性を担保し、送配電網について公正で中立な制度を構築することが望ましい。

現状では、電気料金の請求書などに託送料が示されることはなく、消費者の目に触れる機会はほとんどない。2017年2月には、発電事業である原発の廃炉コストを、送配電事業の託送料金に上乗せする方針が示された⁷⁵。この方針が現実になる場合、原発の電気を供給しない小売会社を選択した消費者も、託送料金に上乗せされる原発のコストを負担することになる。九電力等は、販売する原発の原価に含めるべき発電事業のコストを、送配電事業の託送料金として小売電気事業者に請求できるようになる。小売事業者は、電気料金に原発のコストを上乗せする必要がある。結果として、原発を保有する九電力等にとって小売事業のコスト軽減や原発のコストを安く見せるメリットが生じる一方、他の小売会社にはプラスアルファの負担が生じ、競争を阻害することとなる。

発電事業の点からは、再生可能エネルギー発電設備の系統連系を妨げる「接続保留」問題が2014年から顕在化している。一般送配電事業者は、あらゆる電源について接続義務が設けられているが、現状では長期固定電源（原発（未稼働を含む）、石炭、水力）による送配電網の空押さえが制度的に可能となっている。従来の電源による予約席が確保され、「接続可能量」は満席に近い状態であり、再生可能エネルギーは系統連系を断念せざるを得ない状況が全国的に広がりつつある。他者から受け取った電気を他者に送り届ける、この業務を中立的に滞りなく行うためのいわば道路とでもいうべき送配電網の整備が、送配電事業者によって積極的に行われていない。

⁷⁴ 電気事業法第2条第1項第8号。2016年に東京電力(株)は発電、小売、送配電（東京電力パワーグリッド(株)）の各事業を分社した。同社を除く9社は、発電事業、一般送配電事業、小売事業を兼営している。

⁷⁵ 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 「中間とりまとめ」（2017年2月）<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170209002.html>（2017年3月29日接続確認）

これらは氷山の一角であり、送配電網の運用やその使用料である託送料金について、現状では透明性や公平性が欠けているといわざるを得ない。送配電網のデザインは電気供給システム全体に影響を与える。現状の大規模集中型の送配電網のデザインがどのように地域分散型に移行されていくかは、最大の課題である。電力システム改革の根幹にかかわる矛盾も内包しており、送配電事業のあり方についてひきつづき議論されている。

以上のように、電気事業の主体が多様化し、「社会化」「民主化」する機会は生まれているものの、小売、発電、送配電、いずれの面においても課題は山積している。九電力と沖縄電力による地域独占体制からスタートした電力システムが、今後どのように改革されていくか。また、自由競争が進む中で、どのような電気事業者が生き残り電力システムを形作っていくのか、問われている。

(2) 環境・資源制約と持続可能性

現在の日本では、一次エネルギーの41.4%を石油、25.5%を石炭、25.2%を天然ガスに頼り、そのほとんどが輸入資源である（資源エネルギー庁 2016）。さらに、世界共通の課題として、気候変動や激甚災害、資源制約、難民の増加、各地で進む右傾化など、グローバルな変化はめざましく、国内でも格差社会、人口減少、高齢化、化学物質等による生活汚染など、多様な社会課題が山積している。持続可能な、生き残れる地域社会を、足元から作っていくことが求められている。

偏在し枯渇する外部資源に依存し大量にエネルギーを利用する現代の社会では、資源をめぐる紛争に消費者は意図せずして加担することになる。また地域からお金、雇用、人材が流出していく。エネルギーも地産地消する社会では、資源、お金、雇用、人材の地域分散化や地域内好循環を生み、産消連携を促す。安全で安心なものを生産し供給し消費できる暮らしや仕事を生みだすことが期待される。持続可能性の視点からも、大規模集中型ではなく小規模分散型のエネルギー供給システムへの転換と、消費者が所有する協同性を備えた電気事業が求められているといえる。

地域の資源を持続可能な範囲で活用する分散型の社会への転換はいまや不可避であり、農山村地域においても都市部においても、戦後の日本で、未点灯解消のため、開拓地、過疎地、離島等で実践されてきた協同組合によるエネルギー事業は、再評価されて良いと考える。

(3) 地域・組合・市民としての関与

電気の導入が進んだ現代においてなお、市民や協同組合、地域が協同による電気事業を志すのはなぜか。それは、消費者である市民が求める電気事業が行われていないことに起因するのではないか。環境や資源の制約の点からも、行き過ぎた資本主義や経済成長信仰が生む多様な社会課題の点からも、問題を抱える現代社会の限界に消費者である市民は気がつき始めている。市民が志す電気事業は、そうした人々の声が届かない電力システムや社会システムに対する具体的なオルタナティブの発露といえる。

戦前、電気事業の多くは営利企業によるものであり、公益企業体としての認識が希薄であったため、山村部や離島などへの配電は進まなかった。こうした状況下で、暮らしを豊かにするために電気の利用を求める人々の手で協同組合による電気事業が生まれた背景と現代の状況は少なからず重なる部分がある。戦後の農山漁村電気導入促進法は、「電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村に電気を導入」することを目的としている（第1条）。この“電気”を地域エネルギーによる民主的な電気、と位置付けると、そのまま現代に通じるものがある。

Ⅲ 日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が現在の市民電力に与える示唆

社会が持続可能であるためには、豊かな、しかし限りある地域資源を自然と共生しながら活用していくこと、そして、地域の主体による、歴史や風土を踏まえた資源利用が不可欠である。環境や地域社会が壊れれば、経済活動や雇用も不安定化する。エネルギーの地域分散型の供給やそれを市民のエネルギー自治によって実現していくことは、広く消費者である市民、労働者、事業者を含む生活者の暮らしの持続可能性にとって重要な意味を持つ。民主的な地域エネルギー供給は、今の時代にこそ必要とされている。

3. 協同組合による地域エネルギー供給の実践を通じた現在の市民電力への示唆

九電力と沖縄電力による地域独占体制が確立したことによって、地域の電気事業に関する情報や技術、そうした技術や知識を備える人材や雇用は地域から失われていった。同時に、電気事業は一般市民にとって著しく不透明なものとなっていった。本報告で見てきたような、戦後にも存在した多様な電気事業も、1970年代までに九電力に移管されていった。そのことがこうした状況をより一層強めていったと言えよう。いま再び、電気事業が分散型になり、協同性を備えた主体によって担われていくためには、まず、電気事業の主体が今後さらに多様化し、電気事業に関する情報、技術、知識が地域で再共有され、人材や雇用に地域で再構築することが求められる。また、協同性を備えたエネルギー事業が資本や政治力、情報が集中した中央集権的な電力システムへのオルタナティブとして役割を果たしていくためには、次の3つの要素が重要であると、日米における協同組合による地域エネルギー供給の実践が示唆している。

(1) 中間支援組織の必要

まず、地域や市民の協同によるエネルギー事業業界を包括的にサポートするような中間支援組織の存在が望まれる。教育（協同の意義、技術の継承など）や、事業に直結する専門的なノウハウ、最新情報の提供、マーケティング等に関する助言や支援を行い、人材を育成する機関である。また、法的、政治的な力を持ち、必要な制度への働きかけや調整を行っていく組織である。アメリカにおいて、NRECAやタッチストーン・エナジー、CFCがそれぞれに役割を果たし、相互に連携することで、電力協同組合は現在に至るまで電気事業界の一角を占めてきた。

その中でも、タッチストーン・エナジーによる地域や市民の協同によるエネルギー事業をマーケティング面で支援する取り組みは大いに参考になる。日本では、本格的な電力システム改革がようやく動き始めた。今後、価格競争が激化し事業者の淘汰が起きることが予測される。そのとき、安さ本位とは一線を画し、品質も重視し、協同の意義を共有しながらブランド力を高める働きかけは、積極的に行われてよいと考える。そのように考



CFC本部に飾られている全米各地の電力協同組合のオリジナルキャップ。ブランディングの取り組みの一環と言える。各組合のロゴマークとあわせてタッチストーン・エナジーのロゴマークが刺繍されているものもある。
(2016年10月31日 筆者(手塚)撮影)

えると、タッチストーン・エナジーによるマーケティング面の支援の取り組みから学ぶべき点は多い。

戦後の日本においては、地方通産局、農林局などの出先機関や都道府県によって、未点灯解消に向けた政策がとられ、協同組合や地方自治体による電気事業をサポートしていった姿が見受けられた。公的機関の協力体制と共に、地域や市民の協同によるエネルギー業界自身による、中立的で専門性を備えた中間支援組織を形成することは、その発展に大いに貢献することが期待される。

(2) 電気事業の経済的価値を客観的に第三者が評価し算出する仕組み

また、送電網は誰もが利用する社会共有の公共資本と位置づけ、その整備状況や経済的価値を公開し、託送料金や発電事業者に請求する負担金の妥当性についても低圧も含めたガイドライン等が設けられることが社会的に求められている。東京都と東京電力の例で挙げたように、電気事業や発電・売電事業の価値の内訳について、客観的な評価基準はこれまでのところ示されていない。発電も小売も自由化し、電力システム改革が深化し競争が本格化する中で、電気事業の主体や電気事業が売買や譲渡され、あるいは運営権が入札・委託されるということが、具体的に起き始めている。電気事業が売却される際、地域や市民の協同による事業者がその受け皿となる可能性もある。その際、電気事業の当事者間の協議や係争によるのではなく、基本的な算定方式や、単価などの考え方が示されていることは、紛争の回避と安定的な電気供給にもつながり、社会全体の損失を減らすことにもなる。

(3) 事業化支援と資金融通

失われていった地域の電気事業の再建に向けては、まず、地域の当事者が自然と共生的なエネルギー事業を事業化すること、また、事業化のプロセスをサポートする専門知識を備えた存在や電気事業に必要な資金の調達をサポートする仕組みが求められる。

アメリカではCFCが多岐にわたり重要な役割を果たしていることは先述の通りである。各地域の電力協同組合が事業に必要とする資金の融資、事業性の評価、または組織の再建や電気事業を買収するための資金を融資している。さらに、協同組合が他社からの買収に対抗する資金として保全基金（Integrity Fund）を造成し、実際に買収を受けた協同組合を支援している。

日本ではご当地エネルギー協会、地域・市民共同発電所全国フォーラム実行委員会、市民電力連絡会、といった市民電力のネットワークが存在する。しかし事業に直結する支援や相互扶助的な活動は行っていない。またエネルギー事業を展開する協同組合との具体的な事業面における連携は、個別の市民電力との間の電気の売買のほかには今のところ見受けられない。今後、市民電力の間で、また協同組合や自治体、自治体による地域電力などとも連携し、地域に密着した事業化支援や資金融通を行う機関が構築されることが望まれる。

例えば、日本では送配電網の運用が大きな課題となっている。この状況においてなお地域や市民の協同による電気事業を拡大していくには、送配電網に極力依存しない事業モデルに資金面や事業化の支援を行うことが考えられる。産地と消費地が密着した事業や自家消費型の事業モデル、あるいは集合住宅等の一括受電や自営線を活用する事業などに可能性を見出すことができる。

今後、事業面での相互扶助の体制やそのネットワークが地域で形成され、さらに全国レベルで事業化支援や資金融通、ロビイングを行う機関、(1)でふれた中間支援組織ができていくことで、協同性を備えた地域のエネルギー供給を支援し、取り戻し、発展をさらに促すことを期待したい。

(4) おわりに

アメリカでは現在も多く電力協同組合が存在する一方、日本では協同組合等による地域密着の電気事業は最終的に廃止され、九電力に電気事業が移管されていった。その背景には、戦後の復興の中で送配電網の整備が進んだこと、経済成長の根幹となる電力供給の拡充が至上命題となり、大規模発電設備による電源開発へ社会が邁進していったこと、家庭を含む社会の電化に伴う電力需要の増加といった社会環境の変化があげられる。電力の供給システムが大規模集中化するプロセスにおいて、電気事業に関する多様性や民主的なコントロールは失われていった。冒頭で触れた賀川という言葉「少数の資本家に国家の重要な資源を与え」ることへの懸念が具現化していったといえる。

いま、エネルギーにおいても環境・資源制約や持続可能性、民主的なコントロールが問われ、再び社会環境は変化しつつある。消費者である市民の声も後押しとなり、協同組合がエネルギーの供給や小売りにおいてひとつのモデルとなり得ることは、期待してよいと考える。ただし、ひとたび廃止されていった市民や協同組合によるエネルギー事業が、ふたたびエネルギーシステムの一角を占めることは容易ではないだろう。現在進む電力システム改革にも問題は山積である。上記に挙げた3つの要素から得られる視点をふまえ、より強力な推進力や相互扶助的な体制が求められる。Ⅱ部ではアメリカにおける近年の電力協同組合の設立事例をあげた。そのプロセスや支援体制からも多様な示唆が得られる。

協同性を備える地域エネルギー供給事業が育ち、行き過ぎた資本主義や経済成長信仰を支えてきた大規模集中的なエネルギーシステムと社会システムが、分散型でかつ協同性を備えたシステムへと変わること、産業の「社会化」「民主化」につなげていくこと、ひいては社会が持続可能な未来に向かうことを期待したい。

(手塚 智子)

文献一覧

- 茨城県開拓十年史編集委員会編（1955）『茨城県開拓十年史』茨城県開拓十周年祭委員会
院内町誌刊行会（1983）『院内町誌』院内町教育委員会内院内町誌刊行会
宇久町郷土誌編纂委員会（1967）『宇久町郷土誌』宇久町
枝幸町史編纂委員会（1971）『枝幸町史 下巻』枝幸町
雄武町史編纂委員会（2006）『雄武町百年史』雄武町
沖縄電力三十年史編集部（2003）『沖縄電力30年史』沖縄電力株式会社
小値賀町郷土誌編纂委員会（1978）『小値賀町郷土誌』小値賀町教育委員会
賀川豊彦（2012）『復刻版 協同組合の理論と実際』日本生活協同組合連合会出版部
岸本翠月（1971）『松浦周太郎伝』松浦周太郎先生顕彰会
埼玉県開拓協会（1955）『戦後における埼玉県開拓誌』埼玉県開拓協会
式根島開島百年を記念する会（1987）『式根島開島百年史』新島本村
資源エネルギー庁（2016）『平成27年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2016）』資源エネルギー庁
デボラ・シュタインホフ（2001）（河原英夫訳）「カリフォルニアのエネルギー危機と電力協同組合の役割」『生活協同組合研究』311号（2001年12月）27-32頁
戦後開拓史編さん委員会（1977）『戦後開拓史（完結編）』開拓30周年記念事業会
全国農山漁村電気協議会編（1960）『農山漁村電気導入施設集』全国農山漁村電気協議会
高橋巖（2012）「協同組合セクターと再生可能エネルギー－エネルギー分散・地域自給としての小水力発電に着目して－」『協同組合研究誌にじ』No.639（2012年秋号）35-43頁
寺西俊一・石田信隆・山下英俊編著（2013）『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会
土屋宗達（1956）『日高村五拾年史』日高村
長崎県（1961）『第九版 長崎県統計年鑑』長崎県
南郷村史編纂委員会（1996）『南郷村史』南郷村
新潟県（1985）『新潟県史資料編21 現代二 社会文化編』新潟県
西野寿章（2012）「日本にもあった電気の協同組合－戦前の電気利用組合－」『まちと暮らし研究』No.16（2012年12月）54-59頁
西野寿章（2008・2009）「戦前における電気利用組合の地域的展開（1）（2）」『産業研究』第44巻第1号（2008年9月）63-76頁、第44巻第2号（2009年3月）74-87頁
日本協同組合学会訳編（1989）『西暦2000年における協同組合[レイドロー報告]』日本経済評論社
半澤彰浩（2016）「脱原発とCO₂削減に向けた電気の共同購入」『社会運動』No.422（2016年4月）78-97頁
日塔聰（1962）『雄武町の歴史』雄武町
福江市史編集委員会（1995）『福江市史（下巻）』福江市
僻地未点灯解消記念会（1969）『へき地未点灯解消のあゆみ（僻地未点灯解消記念誌）』僻地未点灯解消記念会
ジェリー・ボーリス（1963）（矢吹寿訳）『アメリカの協同組合：その現状と将来』家の光協会

- 北海道電力三十年史編纂委員会（1982）『北のあかり：北海道電力創立三十周年記念誌』北海道電力
- 本田恭子（2017）「中国地方の小水力発電を支えるローカル・ガバナンス形成プロセスの解明」『生協総研賞・第13回助成事業 研究論文集』（生協総合研究所、2017年2月）25-41頁
- ジョン・マグネー（1981）（野村かつ子訳）「アメリカの協同組合運動－現在・過去・未来－」『社会運動』No.15（1981年6月15日）6-16頁
- 三浦一浩（2017）『『電気の共同購入』を追い求めたいいくつかの運動と構想』『生協総研レポート No.83（第2期）生協論レビュー研究会（中）』（生協総合研究所、2017年2月）1-15頁
- 三浦一浩（2015）「コミュニティに埋め込まれた「エネルギー生協」の可能性－栄ガス消費生活協同組合と安房電気利用組合の事例から－」『協同組合研究』第35巻第1号（2015年12月）65-72頁
- 三浦一浩（2014）「エネルギーの自治をつくりあげてきた島：屋久島調査報告」『まちと暮らし研究』No.19（2014年6月）83-90頁
- 三浦一浩・手塚智子・山崎求博（2016）「日本とドイツにおけるエネルギー転換に向けた協同組合の役割、とりわけエネルギー生協の可能性について」（生協総合研究所、2016年2月）94-108頁
- 室田武（1993）『電力自由化の経済学』宝島社
- 山崎求博・手塚智子（2014）「自然エネルギー100%で発送電も分離～屋久島に見た電力自由化後の未来（前・後）」『社会運動』410号（2014年5月）45-50頁、411号（2014年6月）34-39頁。
- 羅臼町百年史編集委員会（2001）『羅臼町百年史』羅臼町
- Brown, D Clayton (1980) *Electricity for Rural America: The Fight for the REA* Praeger
- CFC (2014) *CFC: 45 Years of Service, Integrity and Excellence National Rural Utilities Cooperative Finance Corporation*
- Deller, S., Hoyt, A., Hueth, B. and Sundaram-Stukel, R. (2009) *Research on the Economic Impact of Cooperatives* University of Wisconsin Center for Cooperatives
- Touchstone Energy Cooperative (2015) *2014-2015 National Survey On The Cooperative Difference* Touchstone Energy Cooperative
- Touchstone Energy Cooperative (2016) *Touchstone Energy Cooperatives 2015 Annual Report* Touchstone Energy Cooperative
- NRECA (2017) *America's Electric Cooperatives: 2017 Fact Sheet* National Rural Electric Cooperative Association
- Rappahannock Electric Cooperative (2016) *2015 / Year in Review: Powering Your Dreams* Rappahannock Electric Cooperative
- Williams, Patricia Lloyd (1995) *The CFC Story: How America's Rural Electric Cooperatives Introduced Wall Street to Main Street* National Rural Utilities Cooperative Finance Corporation

謝 辞

本報告書の作成に当たり、調査の実施や成果の取りまとめについて多くの方の協力・ご助言をいただきました。アメリカの電力協同組合の調査に当たってはミシガン大学ロススクールオブビジネスの滝澤隆志さん、ペンリー・コンサルティング（Penry Consulting）のジョン・ペンリー（John Penry）さんに多大な協力をいただきました。特にペンリーさんには現地訪問のセッティングのみならず、現地への同道や成果の取りまとめなど親身に協力いただきました。また、報告者らの研究会仲間である地域計画研究所代表取締役の西田穰さん、総合地球環境学研究所研究員の増原直樹さん、足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ事務局長の山崎求博さん、生協総合研究所研究員の山崎由希子さんからは報告書のとりまとめに当たり、多くのご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。

〈執筆略歴〉

三浦 一浩（みうら かずひろ） I部、II部担当

一般財団法人地域生活研究所研究員。早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程単位取得退学。専門は協同組合論・NPO論・地域自治論。

〈主な論文〉

- ・「『電気の共同購入』を追い求めたいいくつかの運動と構想」『生協総研レポートNo.83（第2期）生協論レビュー研究会（中）』（生協総合研究所、2017年2月）1-15頁
- ・「コミュニティに埋め込まれたエネルギー生協の可能性：栄ガス消費生活協同組合と安房電気利用組合の事例から」『協同組合研究』35巻1号（2015年12月）65-72頁
- ・「地域自治、市民活動とソーシャル・キャピタル」坪郷實編著『ソーシャル・キャピタル』（ミネルヴァ書房、2015年）139-152頁
- ・「生協で私たちができること -東京の生協運動史から読み解く」饗庭伸・東京自治研究センター編『東京の制度地層』（公人社、2015年）91-120頁

手塚 智子（てづか ともこ） III部担当

鳥根大学法文学部客員研究員。市民エネルギーとっとり代表。成蹊大学大学院博士前期課程修了。専門は環境社会学（エネルギー自治論）。

〈主な論文〉

- ・「電力自由化の時代 地産地消・産直を実現しよう：EUの現状とドイツの实践から考える（脱原発、CO₂削減に向かうヨーロッパ）」『社会運動』422号（2016年4月）128-141頁
- ・「非営利組織による地域での自然エネルギー促進活動」『生活協同組合研究』468号（2015年1月）28-33頁
- ・「自然エネルギー100%で発電も分離—屋久島に見た電力自由化後の未来（後編）」『社会運動』411号（2014年6月）34-39頁
- ・「ドイツに見る消費者による主体的な電力選択の可能性—ゆるぎない転換を足元からはじめるために」『まちと暮らし研究』12号（2012年12月）6-16頁

地域エネルギー供給において
協同組合が果たしうる役割
—日米の比較調査から—

2017年6月

発行 ■ 一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17
ラウンドクロス新宿5階
TEL: 03 - 5333 - 5126
FAX: 03 - 5351 - 0421

印刷 ■ 太平印刷株式会社

全労済協会「公募研究シリーズ」既刊報告誌

(所属・役職は発行当時です。)

⑥⑦ 『格差社会における共済・保険への加入と幸福度』 2017年5月

同志社大学商学部 准教授 佐々木 一郎

○ 本研究では北海道～九州の20歳～69歳の方々を対象に民間の死亡保険と共済の死亡保障についてWebアンケートを実施し、3,000名から回答を得てサンプルを採取し、「共済・保険の加入決定に影響する要因」と、「共済・保険と幸福度」について、それぞれクロス分析とロジックモデル分析している。

⑥⑧ 『韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析』 2017年5月

八戸学院大学ビジネス学部 専任講師 崔 桓碩

○ 韓国の「農協共済」は、2012年に株式会社に組織転換させられた。この組織変更により農協の共済は「農協生命保険」に変わることになった。本研究では「農協生命保険」について、「商品」・「販売チャネル」・「資産運用」の3点から分析して、共済事業と保険事業の相違点を考察しようとするものである。

⑥⑨ 『母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因 -子育て関連ケイパビリティの検討と大阪府の支援団体調査からの分析-』 2016年12月
立命館大学衣笠総合研究機構(生存学研究センター) 客員研究員 村上 潔(研究代表者)

○ 本研究では、年々増加している母子世帯に焦点を当て、母子世帯が抱えている困難の要因を、育児だけでなく就労や行政など、さまざまな視点から調査・分析して実態を明らかにするとともに、母子世帯の支援団体にもインタビュー調査を行い、団体間の連携のあり方や母子世帯の困難の要因にアプローチする方法について考察を行っている。

⑥⑩ 『震災復興過程のコミュニティ形成に係る行政・NPO等・地域住民の協働：宮城県をケースに』 2016年12月
東北大学大学院経済学研究科博士課程後期 中尾 公一(研究代表者)

○ 本研究では、東日本大震災で最大の人的被害を受けた宮城県を対象として、復興に向かう過程の中で、行政やNPO、地域住民等がいかに協働し、連携が行われてきたのか、コミュニティ形成の観点からインタビュー調査と分析を行った。そして分析結果をもとに、今後の大規模災害時のコミュニティ形成について、各組織に対して具体的な示唆を与えている。

⑥⑪ 『関東大震災復興における賀川豊彦とその同労者の取り組みに見る地域形成の視座の検討』 2016年12月
千葉大学大学院人文社会科学特任助教 伊丹 謙太郎

○ 本研究では、賀川豊彦の思想、とりわけ「協同組合」を軸としたその思想の展開と賀川本人だけではなく、彼とともにいろいろな先端的社会事業に取り組んだ労働者達の活動、エピソードをまとめている。とくに、1923年の関東大震災という時代背景を起点として賀川同労者たちの実践が、そして賀川本人の思想がどのように変化していったのかを確認するよう試みている。

⑥⑫ 『社会的企業による職縁の再構築機能：「絆」組織における“Co-Production”と“Relational Skills”』 2016年12月
東洋大学経済学部教授 今村 肇(研究代表者)

○ 現在、日本人の人間関係は希薄になりつつあるといわれているが、本研究では、日本と西欧との制度・文化の違いを前提にしつつ歴史的な側面も含めた比較を行ない、「絆」組織として、従来いわれていたようなNPO・社会的企業などのサードセクターに限らず、政府・地方自治体や営利企業も含めた水平的な「連帯」を実現することによる、「職縁」を通じた再構築の方向を探っている。

その中では、若者の自立支援において「職縁」という視点で支援を行っている3つの組織に対して調査・分析も行った。

- ⑥1 『社員による企業ボランティア参加に関する現状と課題』 2016年11月
 東京大学大学院学際情報学府 文化・人間情報学コース博士後期課程 小林 智穂子 (研究代表者)
 ○ 近年、地域でボランティア活動を行う社員を奨励・支援する企業が増え、公共の福祉に寄与しようとする人々は増加傾向にある。本研究では、従業員参加型の社会貢献活動モデルを示した上で、活動に参加した社員本人、企業、NPOにインタビュー調査を行った。そして、現状と課題を抽出し、勤労者と社会双方の福祉をいかに実現するか、その条件を考察した。
- ⑥0 『中間支援組織調査を通して見た日本の労働統合型社会的企業 (WISE) の展開と課題』 2016年11月
 立教大学コミュニティ福祉学部教授 藤井 敦史 (研究代表者)
 ○ 労働統合型社会的企業 (WISE) は社会的課題の解決に取り組み、社会的包摂を目指す担い手として注目されている。本研究では、日本のWISEの展開過程においてその中核を担ってきた中間支援組織に着目し、ホームレス支援等の課題に取り組む各組織にヒアリング調査を行った。そして、多様な機能を発揮している中間支援組織の実態を明らかにした。
- ⑤9 『東日本大震災被災地における水産業中小企業と地域雇用の再生 -釜石・大槌地域の事例より-』 2016年11月
 岩手大学人文社会科学部准教授 杭田 俊之 (研究代表者)
 ○ 東日本大震災で津波被害を受けた岩手県の釜石・大槌の沿岸地域を対象として、水産業中小企業と地域雇用再生に向けた調査をした。産業・生活・コミュニティの基盤は、震災前から持続可能な条件が失われつつあり、震災が崩壊を決定的にした。単純な復旧がありえない状況の中で、新たな条件を探り生産現場を動かし、家庭と地域事情との両立のあり方を探していく。
- ⑤8 『低所得労働者の社会的包摂に対する価値の評価と包摂のための社会保障制度設計』 2016年10月
 東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻特任助教 赤井 研樹 (研究代表者)
 ○ 本研究では、労働者のあり得べき未来を見据え、社会から排除の対象となりやすく、社会的孤立に陥りやすいと考えられる低所得労働者を対象に、どのような労働環境への選考が高いのかを調べるために選択型実験法を用いて、労働環境を構成する諸要因への支払い意思額を推計した。
- ⑤7 『社会的排除状態の拘束性：若年層パネル調査による検証を通じて』 2016年10月
 公益財団法人世界平和研究所主任研究員 高橋 義明
 ○ 本研究では、1990年代以降の欧州における「社会的包摂」に関する議論の高まりとともに相対的貧困率等の指標が開発されてきたのに対し、日本においてはこのような指標の具体的な検討が進んでいない実態を鑑みて、社会的排除状態が時間を経ても解消しない「拘束性」の観点から若年層に焦点を当てて指標の有効性を検証している。
- ⑤6 『多様な就業形態の仕事の質に関する実証研究』 2016年9月
 一橋大学大学院商学研究科准教授 島貫 智行 (研究代表者)
 ○ 本研究では、日本における「正規雇用」、「非正規労働」、「派遣労働」の就業形態について「労働者にとっての仕事の望ましさ」を示す「仕事の質」という観点から検討し、非正規労働や派遣労働の問題を論じる際には、仕事や労働条件を多面的に捉えた上で、その問題が労働契約と雇用関係のいずれによるのかを踏まえることが重要であると説いている。
- ⑤5 『分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて -地域共同体・福祉の構築』 2016年9月
 慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平
 ○ 本研究では、日本が高齢化・人口減少社会に突入する中での社会保障制度の持続可能性、格差・貧困の拡大する社会における社会問題や生活困窮問題について着目し、その克服への地域互助の可能性について調査・分析を行った。
- ⑤4 『高齢法改正に伴う人事・賃金制度の再構築と社会保障制度のあり方に関する研究』 2016年9月
 高千穂大学経営学部教授 田口 和雄
 ○ 本研究では、政府の高齢者雇用法施策の変遷について概観するとともに、高年齢者雇用確保の主要な制度である継続雇用制度を導入している日本を代表するリーディングカンパニー3社の事例調査をもとに、2013年4月に施行された改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が企業における60歳代前半層の高齢者雇用施策に与えた影響を明らかにした。

全勞濟協會